

第 7 期

平群町介護保険事業計画 高 齡 者 福 祉 計 画

平成 30 年 3 月

平群町

はじめに



介護保険制度はその創設から18年が経ち、サービス利用に応じた提供事業所も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。その一方、2025年にはいわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となるほか、2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、人口の高齢化は今後さらに進展することが見込まれています。平群町でもすでに3人に1人以上が65歳以上という超高齢社会となっております。

介護保険制度については、介護が必要な状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自立して暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要となってきております。

本町ではこれらを踏まえ、平成37(2025)年度の介護ニーズやそのために必要な保険料水準を推計するとともに、住民と行政が協働し「支える側」と「支えられる側」が役割を固定されるのではなく、高齢者の社会参加を進め、共に支え合う「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することを目指して、第7期(平成30年度～平成32年度)平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定いたしました。

本計画の基本理念や基本目標の実現に向け、より一層の努力を傾けてまいります。

「人・心・地域 つながる福祉のまち へぐり」 これからもすべての住民の皆様が住んで良かったと思える町づくりに邁進する所存でございます。

町民の皆様をはじめ関係各位におかれましては、なお、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画策定にあたり熱心にご審議いただきました「第7期平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、ご指導、ご助言を賜りました関係機関、団体の皆様に対し、心から厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

平群町長 岩崎 万勉

目次

第1章	はじめに	1
1	計画の基本的な考え方	1
2	平群町の介護保険の概況と第5期・第6期計画との比較	4
第2章	平群町の高齢者の状況と課題	13
1	平群町の高齢者の状況	13
2	平群町の高齢者を取りまく課題	18
第3章	計画の目指すもの	23
1	計画の基本理念	23
2	計画の基本目標	23
第4章	基本目標の具体的な展開	25
	基本目標1 生きがいと社会参加の促進	25
	基本目標2 自立支援・介護予防の推進	28
	基本目標3 その人らしく暮らせる地域生活の支援	45
	基本目標4 安心して暮らせる環境の整備	62
第5章	介護保険事業の見込み設定	66
1	高齢者数と要介護認定者数等の見込み	66
2	介護保険給付と地域支援事業の見込み	67
3	介護保険事業費の見込み	72
4	第1号被保険者の介護保険料	74
	策定に係る資料	78

第1章 はじめに

1 計画の基本的な考え方

(1) 第7期介護保険事業計画策定の趣旨

本町における65歳以上の人口は増加を続け、平成29年10月(住民基本台帳)で6,991人、高齢化率は36.6%で、既におよそ3人に1人以上の割合となっています。

このような超高齢社会にあって、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスを確保するだけでなく、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)を深化・推進していくことが重要です。また、今後は一人暮らしや高齢者だけの世帯に加え、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者等の増加が見込まれ、長期的な超高齢社会の姿も見据えることが必要です。

本町の介護保険事業計画では、第5期より、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスなどの地域包括ケアシステムの実現に必要な取組みをスタートさせています。

そして、平成29年には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進、現役世代並みの所得のある高齢者の利用者負担割合の見直し等の措置を講ずるなどの介護保険制度の見直しが行われたところです。

また、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法が改正され、住民と行政が協働し、公的な支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していけるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが求められています。これは「必要な支援を包括的に提供する」という地域包括ケアシステムの考え方を障がい者や子ども等への支援にも広げ、複合的な生活課題を抱えた家庭等へも対応できる体制を強化しようというものです。そして地域共生社会の実現は、「支える側」と「支えられる側」が役割を固定されるのではなく、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域のつながりを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会の実現をめざすものです。

平群町第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画においては、このような介護保険制度の経緯と動向をふまえながら策定するものとします。

(2) 介護保険制度の改正について

【第7期〔平成30(2018)年度～平成32(2020)年度〕における介護保険制度の改正の概要】

改正の目的：

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- 財政的インセンティブ※の付与の規定の整備 ※インセンティブ：動機付け

(その他)

- 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設（介護医療院）を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- 高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

(その他)

- 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※平成30(2018)年4月1日施行、(II 5は平成29(2017)年8月分の介護納付金から適用、II 4は平成30(2018)年8月1日施行)

(3) 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画と介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画を「平群町第 7 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」として総合的かつ一体的に策定するものです。

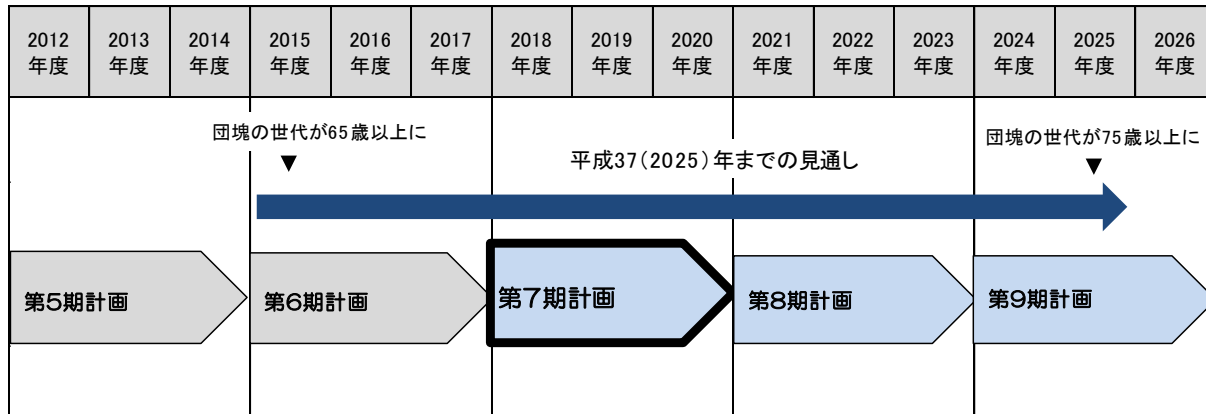
【法的な位置づけ】

- 高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画として策定するものです。
- 同計画は、介護保険事業計画と一体のものとして策定します。
- 介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に規定する介護保険事業計画として策定します。

(4) 計画の期間

この計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 カ年計画で、第 7 期計画となります。

加えて、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる 2025（平成 37）年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計します。

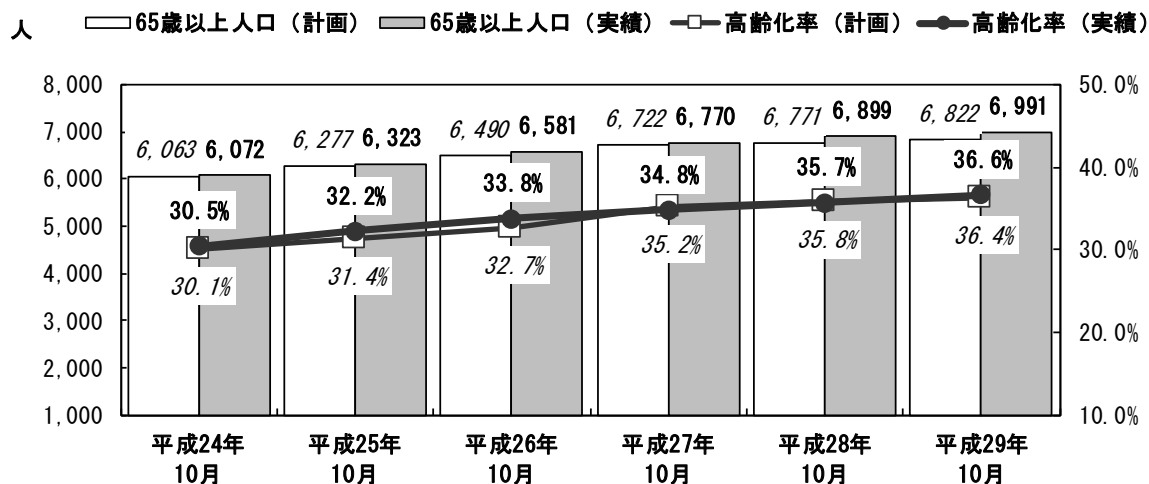


2 平群町の介護保険の概況と第5期・第6期計画との比較

(1) 65歳以上人口と高齢化率の状況

本町の65歳以上人口は平成29年10月現在6,991人で、高齢化率は上昇傾向をたどり、36.6%と3人に1人以上が高齢者となっています。

65歳以上人口と高齢化率



■ 65歳以上人口と高齢化率バックデータ

単位 人

		計画値					
		第5期			第6期		
		平成24年 10月	平成25年 10月	平成26年 10月	平成27年 10月	平成28年 10月	平成29年 10月
総人口	a	20,130	19,991	19,862	19,086	18,926	18,766
65歳以上	b	6,063	6,277	6,490	6,722	6,771	6,822
65歳～74歳		3,551	3,656	3,763	3,820	3,710	3,599
75歳以上	c	2,512	2,621	2,727	2,902	3,061	3,223
高齢化率	b/a	30.1%	31.4%	32.7%	35.2%	35.8%	36.4%
後期高齢化率	c/a	12.5%	13.1%	13.7%	15.2%	16.2%	17.2%

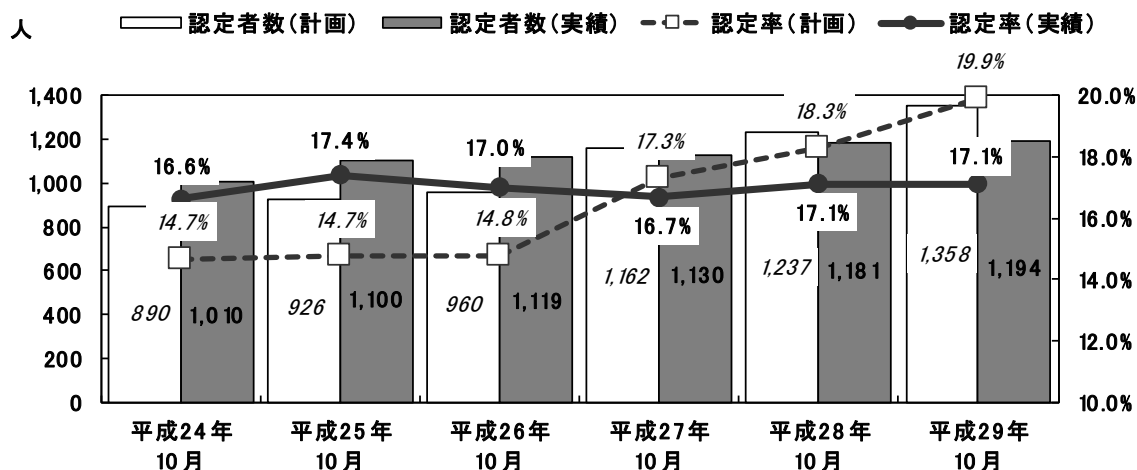
		実績値					
		第5期			第6期		
		平成24年 10月	平成25年 10月	平成26年 10月	平成27年 10月	平成28年 10月	平成29年 10月
総人口	a	19,933	19,617	19,470	19,446	19,301	19,082
65歳以上	b	6,072	6,323	6,581	6,770	6,899	6,991
65歳～74歳		3,545	3,714	3,838	3,866	3,802	3,678
75歳以上	c	2,527	2,609	2,743	2,904	3,097	3,313
高齢化率	b/a	30.5%	32.2%	33.8%	34.8%	35.7%	36.6%
後期高齢化率	c/a	12.7%	13.3%	14.1%	14.9%	16.0%	17.4%

(2) 要支援・要介護認定者数と認定率

要支援・要介護認定者数（第2号を含む）は近年増加傾向で推移し、平成29年10月現在1,194人となっています。認定率（第1号被保険者数に対する要支援・要介護認定者数の比率）は横ばいとなっており、平成29年10月には17.1%となっています。

※認定率：（第1号認定者数＋第2号認定者数）÷第1号被保険者数

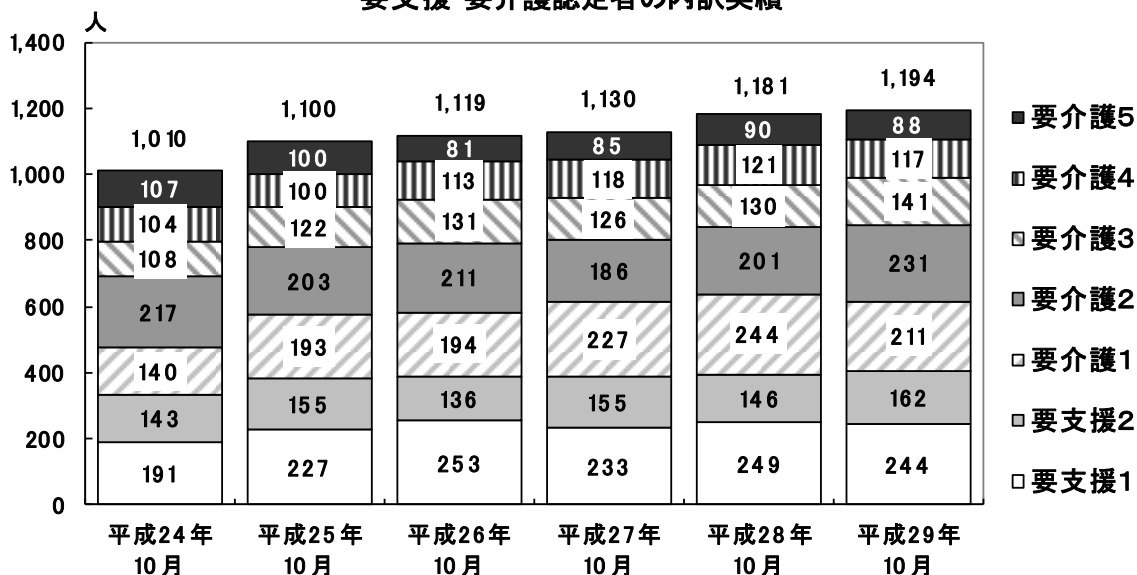
認定者数と認定率



■ 要支援・要介護認定者の内訳

認定者の介護度別内訳の推移は次のとおりで、要介護1～2の中度者の割合が増えています。

要支援・要介護認定者の内訳実績



■ 要支援・要介護認定者数バックデータ

単位 人

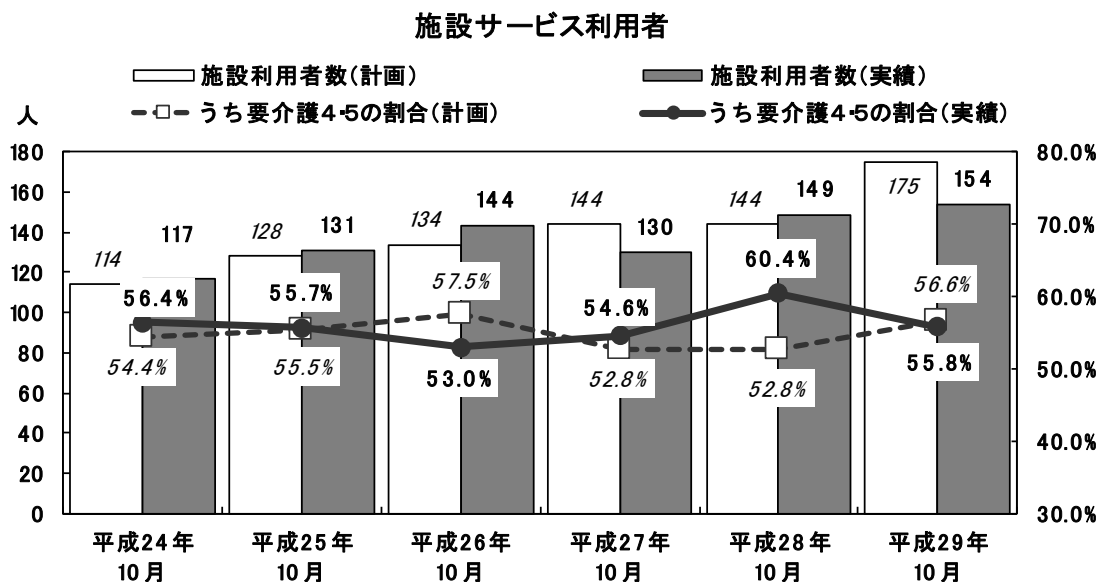
		計画値					
		第5期			第6期		
		平成24年 10月	平成25年 10月	平成26年 10月	平成27年 10月	平成28年 10月	平成29年 10月
認定者数	f	890	926	960	1,162	1,237	1,358
要支援 1		118	122	127	285	319	357
要支援 2		159	165	172	118	103	106
要介護 1		127	132	137	196	206	222
要介護 2		184	191	199	218	229	243
要介護 3		105	109	114	142	155	169
要介護 4		110	114	118	134	160	192
要介護 5		87	90	94	69	65	69
認定率	f/b	14.7%	14.7%	14.8%	17.3%	18.3%	19.9%

		実績値					
		第5期			第6期		
		平成24年 10月	平成25年 10月	平成26年 10月	平成27年 10月	平成28年 10月	平成29年 10月
認定者数	f	1,010	1,100	1,119	1,130	1,181	1,194
要支援 1		191	227	253	233	249	244
要支援 2		143	155	136	155	146	162
要介護 1		140	193	194	227	244	211
要介護 2		217	203	211	186	201	231
要介護 3		108	122	131	126	130	141
要介護 4		104	100	113	118	121	117
要介護 5		107	100	81	85	90	88
認定率	f/b	16.6%	17.4%	17.0%	16.7%	17.1%	17.1%

(3) 施設サービス利用者数と要介護者4・5の割合

施設利用者数は、平成27年にいったん減少しましたが、その後増加し、平成28年には149人、平成29年（10月現在）には154人となっています。

また、重度者（要介護4・5）の割合は、ほぼ横ばいで推移しており、平成29年（10月現在）では施設利用者数の55.8%となっています。



■施設サービス利用者数と要介護者4・5の割合バックデータ

単位 人

		計画値					
		第5期			第6期		
		平成24年 10月	平成25年 10月	平成26年 10月	平成27年 10月	平成28年 10月	平成29年 10月
介護老人福祉施設		50	58	64	68	68	99
介護老人保健施設		57	63	63	60	60	60
介護療養型医療施設		7	7	7	16	16	16
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		-	-	-	-	-	-
施設利用者数	g	114	128	134	144	144	175
うち要介護4・5の人数	h	62	71	77	76	76	99
うち要介護4・5の割合	h/g	54.4%	55.5%	57.5%	52.8%	52.8%	56.6%

		実績値					
		第5期			第6期		
		平成24年 10月	平成25年 10月	平成26年 10月	平成27年 10月	平成28年 10月	平成29年 10月
介護老人福祉施設		58	65	68	66	71	74
介護老人保健施設		50	55	60	52	63	66
介護療養型医療施設		9	11	16	12	15	14
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		-	-	-	-	-	-
施設利用者数	g	117	131	144	130	149	154
うち要介護4・5の人数	h	66	73	76	71	90	86
うち要介護4・5の割合	h/g	56.4%	55.7%	53.0%	54.6%	60.4%	55.8%

(4) サービス種類別の計画と実績

【介護給付】

(年間)

	第6期実績		第6期計画			対計画値の比率	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度
(1) 居宅サービス							
① 訪問介護							
回数	39,165	37,327	45,712	60,305	68,381	86%	62%
(人数)	2,143	2,143	2,700	3,276	3,720	79%	65%
② 訪問入浴介護							
回数	309	290	544	787	796	57%	37%
(人数)	60	71	60	72	60	100%	99%
③ 訪問看護							
回数	8,870	10,421	10,816	11,964	11,887	82%	87%
(人数)	890	953	1,056	1,176	1,236	84%	81%
④ 訪問リハビリテーション							
回数	4,632	6,160	7,094	9,133	11,093	65%	67%
(人数)	422	516	636	792	936	66%	65%
⑤ 居宅療養管理指導							
回数	971	1,268	1,140	1,500	1,776	85%	85%
⑥ 通所介護							
回数	25,627	19,766	30,683	33,804	37,738	84%	58%
(人数)	2,635	2,225	3,132	3,384	3,756	84%	66%
⑦ 通所リハビリテーション							
回数	6,386	6,606	7,979	9,271	10,310	80%	71%
(人数)	817	821	1,008	1,176	1,296	81%	70%
⑧ 短期入所生活介護							
回数	2,834	3,899	6,426	8,622	10,224	44%	45%
(人数)	258	340	420	480	504	61%	71%
⑨ 短期入所療養介護							
回数	1,089	1,327	1,243	1,748	2,461	88%	76%
(人数)	164	211	240	288	360	68%	73%
⑩ 特定施設入居者生活介護							
回数	533	567	360	504	840	148%	113%
⑪ 福祉用具貸与							
回数	3,134	3,305	3,708	4,464	5,004	85%	74%
⑫ 特定福祉用具販売							
回数	71	78	60	60	60	118%	130%
(2) 地域密着型サービス							
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護							
回数	27	32	24	60	60	113%	53%
② 夜間対応型訪問介護							
回数	0	0	0	0	0		
③ 認知症対応型通所介護							
回数	686	946	556	569	590	123%	166%
(人数)	83	121	120	144	144	69%	84%
④ 小規模多機能型居宅介護							
回数	115	172	96	144	180	120%	119%
⑤ 認知症対応型共同生活介護							
回数	623	664	732	732	732	85%	91%
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護							
回数	0	0	0	0	0		
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							
回数	0	0	0	0	0		
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護							
回数	0	0	0	0	0		
⑨ 地域密着型通所介護							
回数		7,082		2,096	2,340		338%
(人数)		835		216	228		386%
(3) 住宅改修							
回数	90	63	84	96	120	107%	66%
(4) 居宅介護支援							
回数	4,971	5,318	5,688	6,360	6,528	87%	84%
(5) 介護保険施設サービス							
① 介護老人福祉施設							
回数	783	812	816	816	1,188	96%	100%
② 介護老人保健施設							
回数	638	722	720	720	720	89%	100%
③ 介護療養型医療施設							
回数	147	159	192	192	192	77%	83%
④ 療養病床(医療保険適用)からの転換分							
回数	0	0	0	0	0		

【予防給付】

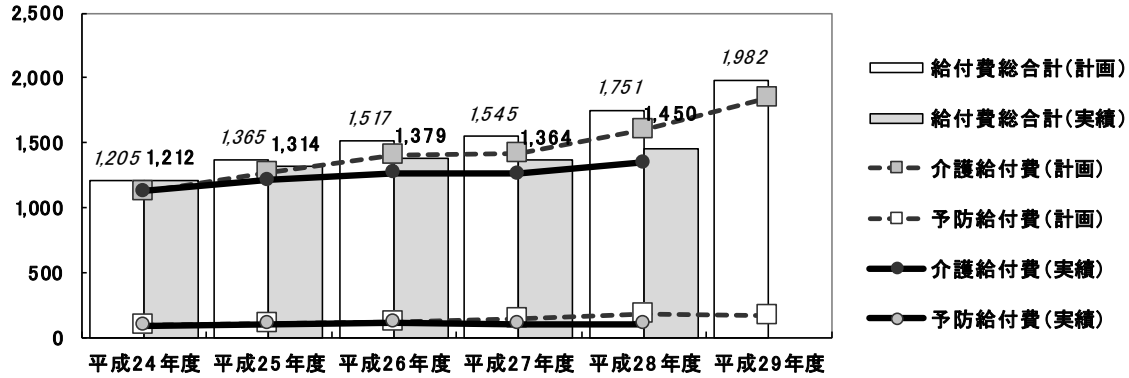
(年間)

	第6期実績		第6期計画			対計画値の比率	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度
(1) 介護予防サービス							
① 介護予防訪問介護							
人数	900	898	984	1,548	1,044	91%	58%
② 介護予防訪問入浴介護							
回数	0	0	0	0	0		
(人数)	0	0	0	0	0		
③ 介護予防訪問看護							
回数	633	1,015	902	889	1,025	70%	114%
(人数)	108	169	108	96	120	100%	176%
④ 介護予防訪問リハビリテーション							
日数	704	612	384	390	488	183%	157%
(人数)	44	53	48	48	60	92%	110%
⑤ 介護予防居宅療養管理指導							
人数	136	137	72	84	108	189%	163%
⑥ 介護予防通所介護							
人数	1,750	1,895	2,364	2,856	1,848	74%	66%
⑦ 介護予防通所リハビリテーション							
人数	159	160	216	216	228	74%	74%
⑧ 介護予防短期入所生活介護							
日数	39	52	70	66	74	56%	78%
(人数)	11	13	17	17	18	63%	78%
⑨ 介護予防短期入所療養介護							
日数	10	0	0	0	0		
(人数)	2	0	0	0	0		
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護							
人数	120	106	204	264	360	59%	40%
⑪ 介護予防福祉用具貸与							
人数	900	960	888	996	1,176	101%	96%
⑫ 特定介護予防福祉用具販売							
人数	22	23	84	120	168	26%	19%
(2) 地域密着型介護予防サービス							
① 介護予防認知症対応型通所介護							
回数	0	0	0	0	0		
(人数)	0	0	0	0	0		
② 介護予防小規模多機能型居宅介護							
人数	9	31	0	0	0		
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護							
人数	3	0	0	0	0		
(3) 住宅改修							
人数	58	58	84	108	120	69%	54%
(4) 介護予防支援							
人数	2,824	2,967	3,336	3,828	4,452	85%	78%

(5) 給付費

第6期では計画の見込みを下回る実績となっており、平成28年度の給付費総合計は計画の82.8%となっています。

給付費



■ 給付費バックデータ

単位 千円

		計画値					
		第5期			第6期		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付費	①	1,118,123	1,263,386	1,400,199	1,411,468	1,597,084	1,842,918
予防給付費	②	87,321	101,790	116,317	145,067	174,575	162,380
給付費合計	③=①+②	1,205,444	1,365,176	1,516,516	1,556,535	1,771,659	2,005,298
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	③'				11,653	20,820	23,398
給付費合計	③''=③-③'	1,205,444	1,365,176	1,516,516	1,544,882	1,750,839	1,981,900
特定入所者介護サービス費等給付費	④	31,400	33,400	35,400	50,450	55,835	69,631
補足給付の見直しに伴う財政影響額	④'				5,098	9,723	12,910
	④''=④-④'	31,400	33,400	35,400	45,352	46,112	56,721
高額介護サービス費等給付費	⑤	20,440	21,700	23,000	23,420	23,596	23,771
高額医療合算介護サービス費等給付額	⑥	2,800	3,000	3,200	4,821	4,857	4,893
保険給付費	⑦=③+④+⑤+⑥	1,260,084	1,423,276	1,578,116	1,618,475	1,825,404	2,067,285
地域支援事業費	⑧	31,000	33,000	35,000	39,183	39,183	72,471
保険給付費に対する割合	⑧/⑦	2.5%	2.3%	2.2%	2.4%	2.1%	3.5%
審査支払手数料	⑨	1,785	1,955	1,998	2,056	2,337	2,700
給付費総合計	⑩=⑦+⑧+⑨	1,292,869	1,458,231	1,615,114	1,659,714	1,866,924	2,142,456

		実績値				
		第5期			第6期	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
介護給付費	①	1,125,130	1,212,691	1,265,809	1,261,871	1,346,705
予防給付費	②	86,651	101,652	113,619	101,869	103,239
給付費合計	③=①+②	1,211,781	1,314,343	1,379,428	1,363,740	1,449,944
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	③'					
給付費合計	③''=③-③'	1,211,781	1,314,343	1,379,428	1,363,740	1,449,944
特定入所者介護サービス費等給付費	④	36,049	40,938	39,283	36,839	38,660
補足給付の見直しに伴う財政影響額	④'					
	④''=④-④'	36,049	40,938	39,283	36,839	38,660
高額介護サービス費等給付費	⑤	19,715	22,554	23,964	28,285	33,643
高額医療合算介護サービス費等給付額	⑥	3,332	4,643	4,024	5,454	3,552
保険給付費	⑦=③+④+⑤+⑥	1,270,877	1,382,478	1,446,699	1,434,318	1,525,799
地域支援事業費	⑧	27,820	29,040	33,242	37,995	43,292
保険給付費に対する割合	⑧/⑦	2.2%	2.1%	2.3%	2.6%	2.8%
審査支払手数料	⑨	2,067	2,068	1,546	1,908	2,063
給付費総合計	⑩=⑦+⑧+⑨	1,300,764	1,413,586	1,481,487	1,474,221	1,571,154

【介護給付】

(単位:千円)

	第6期実績		第6期計画			対計画値の比率	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度
(1) 居宅サービス	591,482	577,830	684,113	828,331	971,428	86%	70%
①訪問介護	98,569	96,544	110,751	147,407	165,252	89%	65%
②訪問入浴介護	3,705	3,394	5,895	8,509	8,612	63%	40%
③訪問看護	41,859	45,138	49,641	55,217	56,192	84%	82%
④訪問リハビリテーション	13,290	17,433	19,500	25,001	30,380	68%	70%
⑤居宅療養管理指導	13,153	16,520	15,932	20,968	24,860	83%	79%
⑥通所介護	185,633	142,597	232,036	254,770	279,984	80%	56%
⑦通所リハビリテーション	59,854	63,357	73,055	85,089	93,899	82%	74%
⑧短期入所生活介護	22,939	31,418	47,252	63,051	74,369	49%	50%
⑨短期入所療養介護	12,679	15,019	12,112	17,105	24,076	105%	88%
⑩特定施設入居者生活介護	96,564	101,404	66,321	90,367	147,556	146%	112%
⑪福祉用具貸与	41,254	42,677	47,460	56,523	61,821	87%	76%
⑫特定福祉用具販売	1,983	2,329	4,158	4,324	4,427	48%	54%
(2) 地域密着型サービス	190,683	257,399	206,464	239,115	247,753	92%	108%
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8,129	7,728	5,166	12,816	12,681	157%	60%
②夜間対応型訪問介護							
③認知症対応型通所介護	7,219	9,765	5,655	5,342	5,307	128%	183%
④小規模多機能型居宅介護	20,590	28,552	21,002	32,145	40,097	98%	89%
⑤認知症対応型共同生活介護	154,745	162,275	174,641	173,011	172,303	89%	94%
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護							
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							
⑧看護小規模多機能型居宅介護							
⑨地域密着型通所介護		49,079		15,801	17,365		311%
(3) 住宅改修	10,015	6,269	8,707	10,131	11,324	115%	62%
(4) 居宅介護支援	60,501	64,546	66,745	74,928	76,494	91%	86%
(5) 介護保険施設サービス	409,190	440,661	445,439	444,579	535,919	92%	99%
①介護老人福祉施設	181,682	189,165	192,770	192,398	283,738	94%	98%
②介護老人保健施設	173,584	194,966	189,405	189,039	189,039	92%	103%
③介護療養型医療施設	53,924	56,530	63,264	63,142	63,142	85%	90%
④療養病床(医療保険適用)からの転換分							
介護給付費計(小計)→(I)	1,261,871	1,346,705	1,411,468	1,597,084	1,842,918	89%	84%

【予防給付】

(単位:千円)

	第6期実績		第6期計画			対計画値の比率	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度
(1) 介護予防サービス	82,120	82,081	121,319	146,703	129,222	68%	56%
① 介護予防訪問介護	14,857	14,199	15,543	24,107	16,294	96%	59%
② 介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0		
③ 介護予防訪問看護	2,816	3,877	3,558	3,499	4,037	79%	111%
④ 介護予防訪問リハビリテーション	1,912	1,615	1,115	1,133	1,421	171%	143%
⑤ 介護予防居宅療養管理指導	1,133	1,171	283	358	461	400%	327%
⑥ 介護予防通所介護	42,412	44,770	64,032	74,388	52,974	66%	60%
⑦ 介護予防通所リハビリテーション	3,754	3,622	6,969	6,551	6,643	54%	55%
⑧ 介護予防短期入所生活介護	250	322	540	515	572	46%	63%
⑨ 介護予防短期入所療養介護	121	0	0	0	0		
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護	8,533	6,118	20,828	25,932	34,036	41%	24%
⑪ 介護予防福祉用具貸与	5,814	5,906	6,221	6,999	8,326	93%	84%
⑫ 特定介護予防福祉用具販売	518	481	2,230	3,221	4,458	23%	15%
(2) 地域密着型介護予防サービス	874	2,097	0	0	0		
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0		
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	642	2,097	0	0	0		
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	232	0	0	0	0		
(3) 住宅改修	6,047	5,687	9,571	11,622	14,286	63%	49%
(4) 介護予防支援	12,828	13,374	14,177	16,250	18,872	90%	82%
予防給付費計(小計)→(Ⅱ)	101,869	103,239	145,067	174,575	162,380	70%	59%

第2章 平群町の高齢者の状況と課題

1 平群町の高齢者の状況

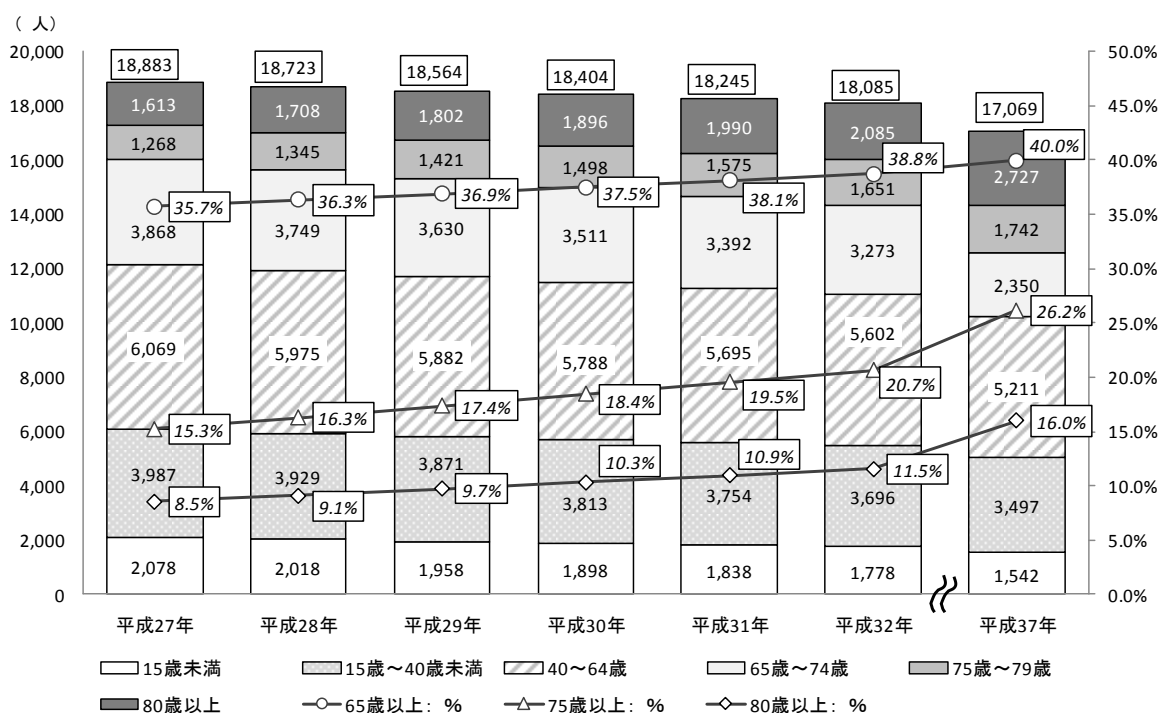
(1) 将来人口の推移と高齢化の見通し

本町における総人口は、平成27年の18,883人から平成32年には18,085人、平成37年には17,069人まで減少すると見込まれます。

高齢者人口は、平成32年には7,009人、平成37年には6,819人になると見込まれます。

高齢化率は、平成27年の35.7%から、平成37年には40.0%になると見込まれます。高齢者人口の中でも、65～74歳では今後減少傾向で見込まれていますが、75歳以上の人口が増加し、その比率は平成27年の15.3%から平成37年には26.2%、80歳以上の人口は平成27年の8.5%から平成37年には16.0%まで上昇すると見込まれます。

■将来人口の推移

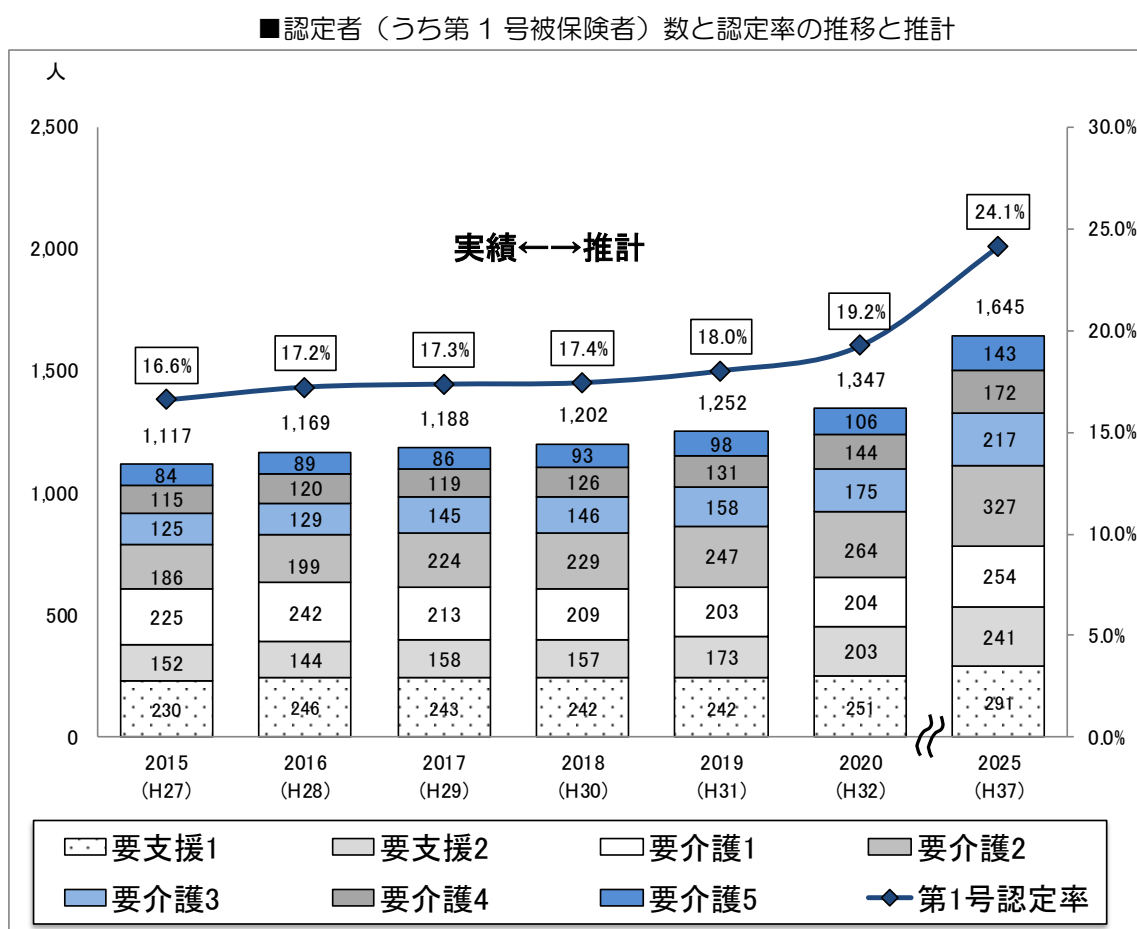
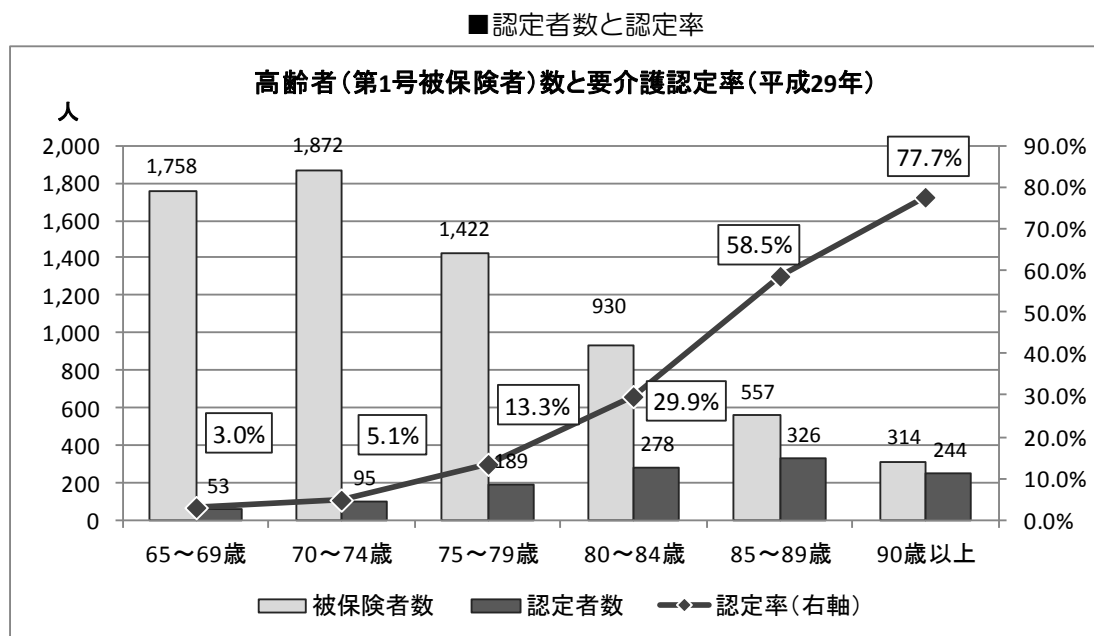


※平成25年3月推計の国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計に平成27年国勢調査（10月1日現在）のデータを反映。平成27年国勢調査の数値は年齢不詳について各年齢に案分したもの

(2) 要介護認定者等の推移

要介護認定者等は高齢化の進行とともに増加を続けています。年齢区分別には80歳以上になると認定率が急上昇しています。

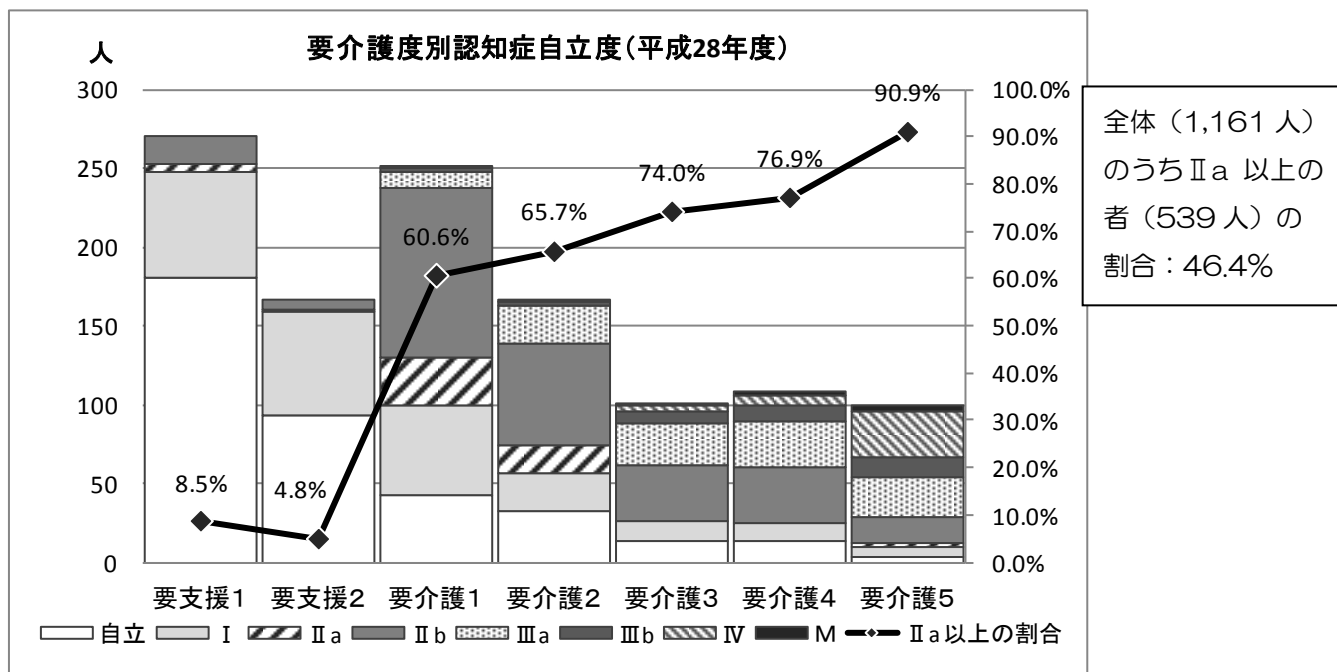
平成27年から平成29年にかけての認定率の伸びを使って、要介護認定者（うち第1号被保険者）等を推計すると、2025年(平成37年)には1,645人、第1号認定率24.1%に達すると見込まれます。



※地域包括ケア「見える化」システム - 将来推計編

(3) 認知症者の状況

要支援・要介護認定者の認知症自立度をみると、いわゆる認知症と言われるⅡa以上の割合は次の通りで、要介護1から急激に増加して6割を超え、要介護3以上では7割以上となっています。



※認知症自立度とは

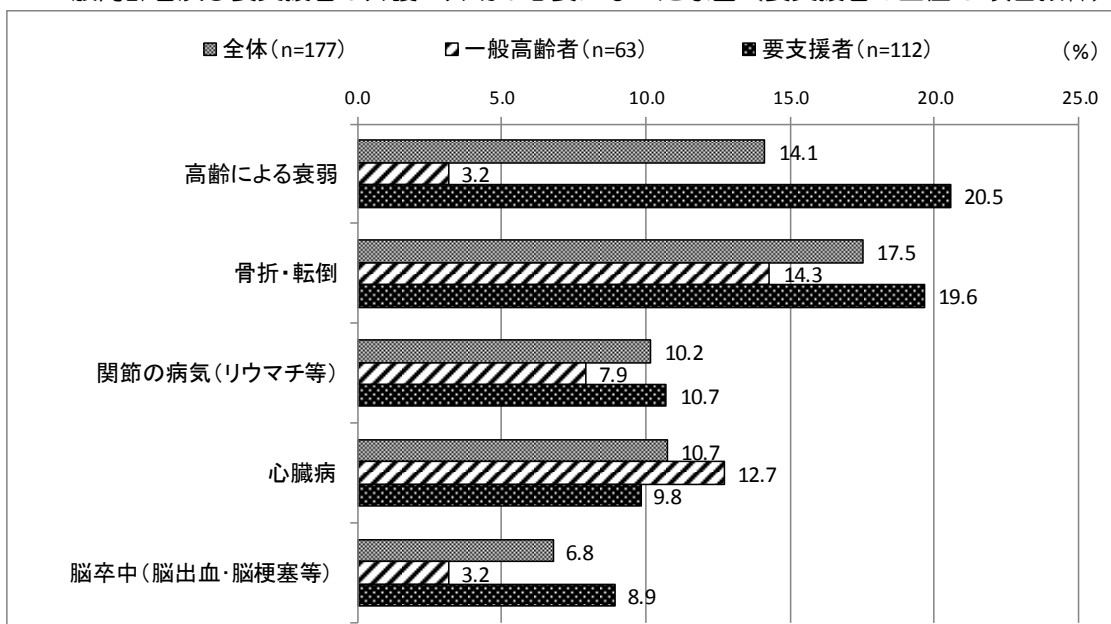
- I : 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。
- II : 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
- II a : 家庭外で上記IIの状態が見られる。(例: たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理などそれぞれでできたことにミスが目立つ等)
- II b : 家庭内でも上記IIの状態が見られる。(例: 薬の服用ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等)
- III : 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
- III a : 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。(例: 着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等)
- III b : 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。(例: ランクIII aに同じ)
- IV : 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に看護を必要とする。(例: ランクIIIに同じ)
- M : 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。(例: せん妄、妄想、興奮、自傷・他害他の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等)

(4) 介護・介助を必要とするリスクの状況（アンケート調査結果より）

一般高齢者及び要支援者が介護・介助を必要とするようになった原因については、要支援者の場合、高齢による衰弱、骨折・転倒が特に多くなっています。また、要支援者では運動器の機能低下や閉じこもりのリスク該当者の割合が、一般高齢者と比較して大幅に高くなっています。

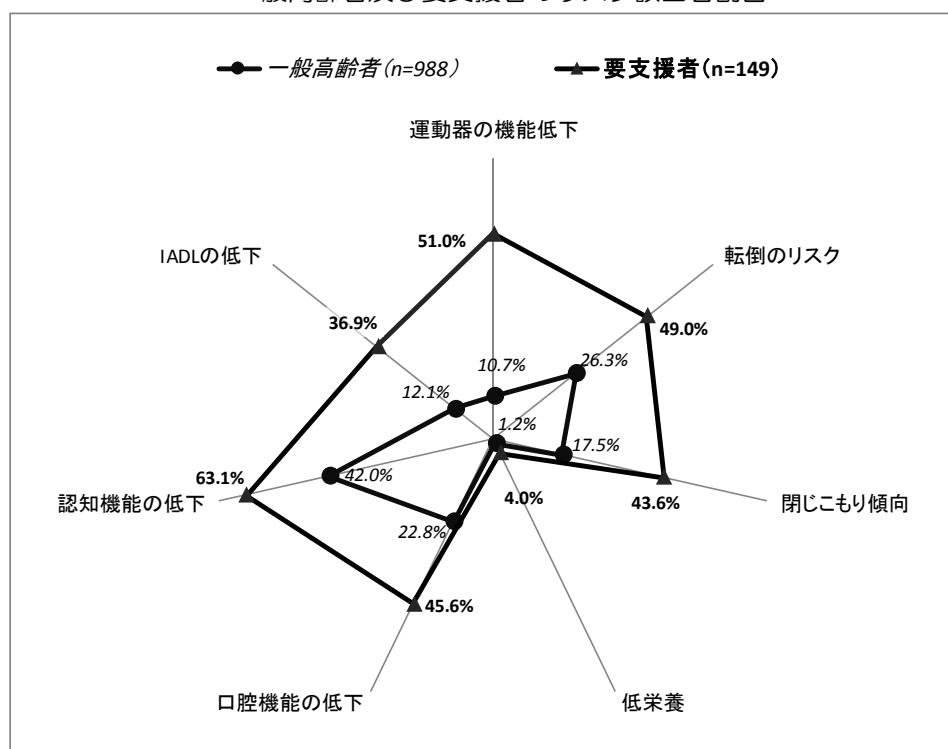
介護予防を推進する上で、外出の機会の減少を防ぐとともに、運動をする機会を確保するなど生活習慣の保持・改善に努める必要があります。

■一般高齢者及び要支援者が介護・介助が必要になった原因（要支援者の上位5項目抜粋）



※介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

■一般高齢者及び要支援者のリスク該当者割合

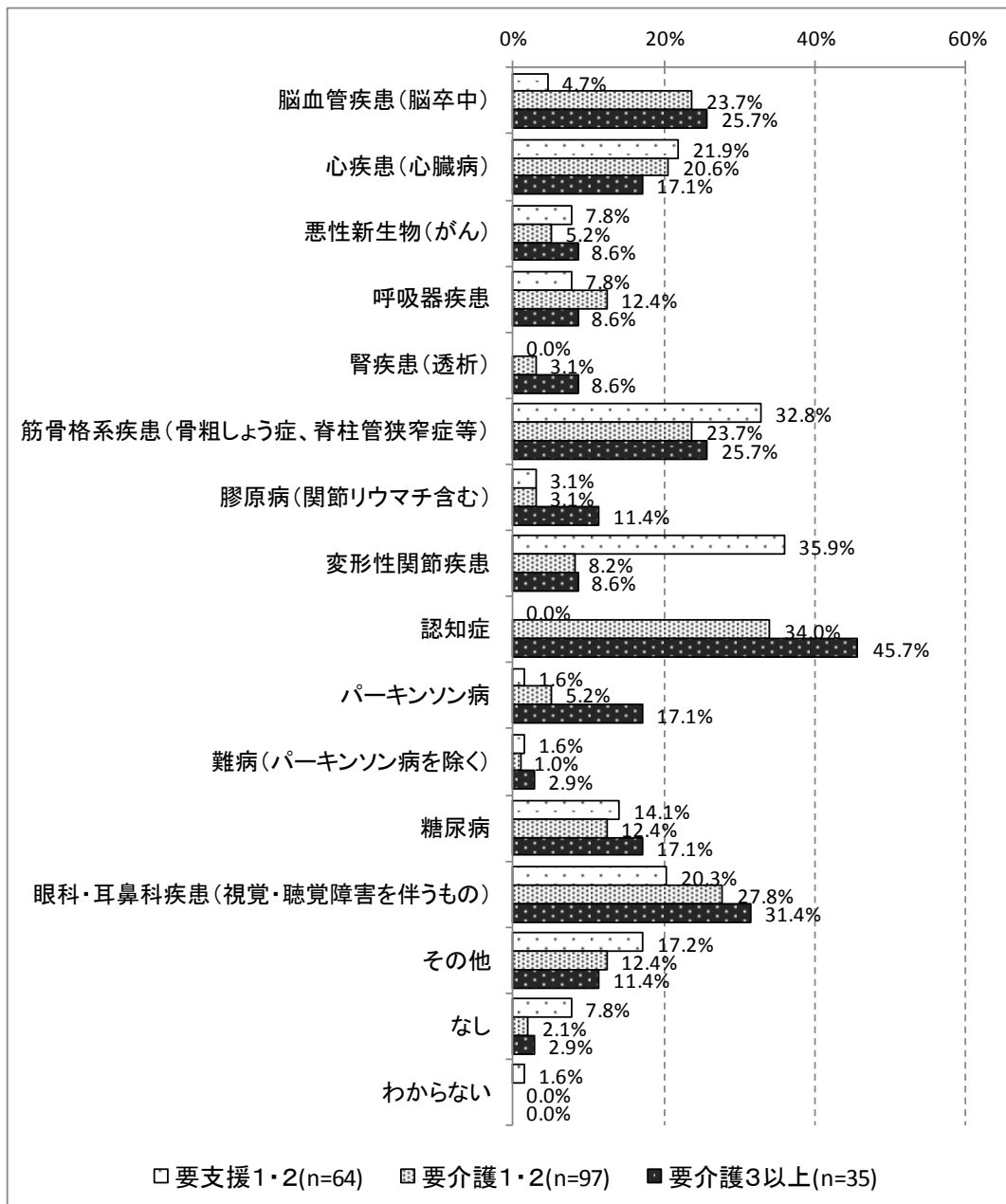


※介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

在宅で生活されている要介護認定者等が抱えている疾病については、要支援者では変形性関節疾患や筋骨格系疾患などが多くなっていますが、要介護度が上がるほど認知症の有病率が上がり、要介護3以上では5割弱となっています。

高齢者ができる限り自立した生活を送るため、重度化防止を推進するにあたっては、認知症予防の取り組みが必要です。また認知症高齢者やその家族が安心して生活することができる地域づくりも重要な課題となっています。

■在宅で生活する要介護認定者等が抱えている疾病



※在宅介護実態調査

2 平群町の高齢者を取りまく課題

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

高齢者の方々が健康で安心して暮らすことができるまちづくりの一層の推進に向け、「平群町第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を見直し、今後の高齢者保健福祉施策を推進していくための基礎資料とするため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

配布数	1,652件	調査方法	郵送配布・回収
有効回収数	1,153件（69.8%）	調査対象	平群町に居住する65歳以上の一般高齢者及び要支援1～2の認定者
調査の実施時期	平成29年8月10日から平成29年8月28日		

(2) 在宅介護実態調査の実施

また、計画策定の基礎資料として、要介護者の在宅生活や介護者の就労継続に有効な介護サービスを検討するため、在宅介護実態調査を実施しました。

配布数	475件	調査方法	① 認定調査員による聞き取り調査 ② 郵送配布・回収
有効回収数	303件（63.8%）	調査対象	平群町に居住する、在宅で生活をされている要支援・要介護認定者
調査の実施時期	① 平成29年3月1日から平成29年4月30日 ② 平成29年8月10日から平成29年8月28日		

(3) ケアマネジャーアンケート調査の実施

同じく、ケアマネジャーの目からみて、認定者のニーズについて聞き、第7期介護保険事業計画等に反映させることを目的としてケアマネジャーアンケート調査を実施しました。

配布数	46件	調査方法	郵送配布・回収
有効回収数	35件（76.1%）	調査対象	主に住民が介護サービスを利用している介護保険施設及び居宅介護支援事業所に属する介護支援専門員
調査の実施時期	平成29年8月10日から平成29年8月28日		

(4) 各種調査結果からみえてきた課題と今後の方向性

1. 地域における高齢者の生活について

【平群町の現状と課題】

◇高齢者の生活状況

- ・「元気」、「幸せ」と感じている高齢者が多い。
- ・運動器機能や閉じこもり等のリスク該当者には地域差がみられる。

◇地域活動

- ・地域での活動に参加者としては参加してもよいが、企画・運営側としては参加したくないという高齢者が多い。
- ・参加したくない理由は「時間的な余裕」や「体力的な理由」が多い。

◇一人暮らし高齢者

- ・一人暮らし高齢者は山間部にやや多い。
- ・(特に一人暮らしの) 男性は話し相手や看病について(同居していない) 家族に依存する傾向がみられる。

【課題に対応する今後の方向性】

- ◎高齢者の健康維持や介護予防・重度化防止、閉じこもり防止に向けた、さまざまな健康・生きがいづくりの場を充実させます。
- ◎広報等を通じて、小地域ネットワーク等、地域活動や健康・生きがいづくりの場について、さまざまな機会・選択肢があることを周知します。

2. 地域生活において必要な支援について

【平群町の現状と課題】

◇地域生活支援（保険外）サービス

- 支援や協力は特に必要ないという自立した高齢者が多いが、ちょっとした手助けなどについて、一定のニーズがある。
- 特に移送サービス（移動支援）について現状の利用も多く、ニーズも高い。



【課題に対応する今後の方向性】

- ◎シルバー人材センターや地域団体と連携しながら、生活支援サービス等による支え合いの地域づくりを支援するとともに、町で取り組んでいる軽度生活援助事業を周知します。
- ◎移動支援については、福祉有償運送事業のより一層の啓発を図るとともに、その他の移送サービスの展開についても検討していきます。

3. 認知症高齢者への支援について

【平群町の現状と課題】

◇認知症ケア

- 認定を受けていない一般高齢者においても、認知機能低下のリスク該当者は4割以上と高い。
- 在宅で生活する要介護1以上の高齢者の主な介護者の3割前後が、不安を感じる介護として、認知症状への対応を挙げている。



【課題に対応する今後の方向性】

- ◎平成29年度に全戸配布した認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）の活用を図ります。
- ◎定期的な見守りが必要である高齢者などに対して、地域支え合い推進員が関係機関と連携・協力のもと訪問などを行う安心見守り事業を新たに実施します。
- ◎認知症高齢者の家族への支援として、リフレッシュや相談の場にもなる認知症カフェを充実させます。
- ◎「認知症予防教室」「認知症相談会」を継続、充実させます。

4. 在宅生活の継続について

【平群町の現状と課題】

◇在宅介護のサービス

- 要介護度が上がるほど「日中・夜間の排泄」について、介護者の不安が増大する。
- サービス未利用の理由として、要介護 1・2 で「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」とする方が、全国の調査結果より多い。
- ケアマネジャーからみて在宅生活の継続に必要なケアとして「家族の見守りや介護の支援」、「ショートステイなどの緊急時の対応の充実」、「夜間のホームヘルプサービスなどの居宅サービスの充実」が上位を占める。

◇在宅医療と介護の連携

- 要介護 3 以上で、「医療面での対応」を主な介護者が行っている割合が高い。
- 要介護度の重度化に伴い、訪問診療の利用割合が増加している。

◇仕事と介護の両立

- 就労について、継続するのが難しいとする場合でも、介護のための働き方の調整を行っていない介護者が多い。
- 就労の継続が難しいとする介護者が不安に感じる介護としては「夜間の排泄」や「認知症状への対応」が多い。

【課題に対応する今後の方向性】

- ◎在宅生活の継続や介護離職ゼロにつなげるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の訪問系サービスや小規模多機能型居宅介護を周知するとともに、福祉用具購入（ポータブルトイレ等）についても周知を進めます。
- ◎県や他市町村とも協力しながら、介護者が働きやすい環境づくりについて啓発します。

5. (家族) 介護者へのケアについて

【平群町の現状と課題】

◇ (家族) 介護者へのケア

- 介護者（家族）に過剰な負担を掛けていることが心労になっている高齢者が多い。
- 家族への支援の希望は、「介護に関する相談機能の充実」、「本人や家族と一緒に利用できる場所の充実」、「家族など介護者のリフレッシュのための制度」が多い。
- 要介護3以上で、「日中・夜間の排泄」を不安に感じる介護として挙げる介護者が多く、一方で家族が介護するためサービスを利用していないという人が全国より多い。

◇ 施設サービス

- その他世帯（単身・夫婦のみ世帯以外の世帯）で、要介護度が上がっても施設等を検討していない人が多い。

【課題に対応する今後の方向性】

- ◎介護者教室や介護予防教室について町内の事業所と連携することも視野に入れ継続して実施するとともに、周知を進めます。
- ◎地域包括支援センターにおける相談体制を充実させるとともに、在宅における介護サービス等の住民への周知を進めます。
- ◎相談や家族と一緒に時間を過ごす場所としても機能する認知症カフェを充実させます。
- ◎小地域ネットワーク（自治会単位）や町内事業所、施設、地域の団体等と連携した高齢者の居場所づくりを推進します。
- ◎第6期に作成した広域7町合同による入退院連携マニュアルを活用します。（退院後安心して在宅生活を送ることができるよう、医療から介護サービスにつなげていきます）

第3章 計画の目指すもの

1 計画の基本理念

高齢者が心身の健康を維持しながら、安心して、生き生きとして暮らすためには、介護が必要となっても、住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）へ向けて、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進することが重要となっています。

本町ではこれまでの基本的理念を引き継ぎつつ、人と人とのつながりが地域での福祉のネットワークを広げ、住み慣れた地域で全ての住民が生きがいのある健やかな生活をおくれるよう、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進等の地域支援事業の充実や、多様な担い手による新しい総合事業に積極的に取り組み、介護予防や自立支援・重度化防止の取り組み、医療と連携した介護サービス基盤の整備・充実、多様な生活支援や住まい施策との連携、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。

「人・心・地域 つながる福祉のまち へぐり」

2 計画の基本目標

(1) 生きがいと社会参加の促進

少子高齢化が進み、団塊の世代が高齢期を迎える中、地域において大きな役割を占める高齢者が、家庭、地域、企業など社会の各分野で、これまで培ってきた経験と知識を生かして積極的な役割を果たしていくことが重要となります。

このため、ふれあい交流センターやかしのき荘等で、文化・スポーツ・レクリエーション等の機会を引き続き提供し、「活動的な85歳」を目標に、高齢者の生きがいづくりを支援します。また、高齢者自身も地域社会に参画し、生活支援等の担い手となることが期待されます。

(2) 自立支援・介護予防の推進

超高齢社会を健康で活力あるものにするためには、高齢者ができるだけ要介護状態になるのを防止し、支援を必要とする場合も、その状態を維持・改善できるよう自立支援・介護予防を推進することが今後ますます重要となっています。このため地域包括支援センターを核とした関係者間のネットワークにより、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むとともに、一般介護予防事業として、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業を推進し、高齢者リハビリテーションの理念のもとに地域リハビリテーション活動支援事業を推進します。

(3) その人らしく暮らせる地域生活の支援

介護保険事業については、在宅生活を支えるため、医療ケアを必要とする高齢者への在宅サービスの充実をはじめ、医療と介護の連携強化を図ります。また、利用者の権利擁護の観点から、要介護認定における公平性の確保、相談・苦情処理体制の充実、地域包括支援センターの総合相談機能の充実、保健・福祉・医療の連携等、高齢者が安心して介護サービスを利用できる体制を整備します。

認知症は高齢期を取り巻く重要課題です。避けて通れない当たり前のこととして受け入れ、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをめざし、早期診断・早期対応体制の確立や、認知症サポーターの養成等による、地域で認知症高齢者を支える体制づくり、また、認知症カフェや認知症相談会開催等による、家族介護者への支援等に努めます。

さらには、認知症で適切な意思表示ができない高齢者や、虐待等で他者から権利の侵害を疑われる高齢者など、さまざまな問題を抱え、困難な状況にある高齢者が自らの権利を理解し行使できるような支援を行う必要があります。そのため、成年後見制度の啓発や利用の促進、民生委員・児童委員（以下民生委員とする）や自治会等の地域組織の関係機関や団体と連携した高齢者の権利擁護のためのネットワーク構築など、高齢者の尊厳の保持と権利擁護に努めます。

高齢者の多くが、住み慣れた地域で安心して暮らせることを望んでいます。そのためには高齢者が支援を必要とする場合でも、安心して自立した生活をおくれるよう地域全体で支える体制づくりが必要です。現在のところ地域の見守り体制として民生委員を中心に小地域ネットワークが組織され、また地域支え合い推進員の訪問による安心見守り事業や、高齢者見守りネットワーク事業、平群町徘徊SOSネットワーク事業にも取り組んでいます。引き続き、これらの充実を図りながら、地域共生社会の実現に向けて、地域包括支援センターと各種サービス提供機関、住民主体の地域福祉活動などが連携した総合的な地域ケア体制の確立を図ります。

(4) 安心して暮らせる環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、高齢者等が利用しやすい施設環境や外出手段確保への支援、住環境の整備が必要です。そのため、道路や公共施設等のバリアフリーを進めるとともに、高齢者の身体状況に応じた住宅改修などの支援に努めます。

また、自宅で住み続けることが困難な高齢者に対して、その状況に応じた生活の場を確保するため、介護保険施設の整備拡充や高齢者の住まいに係る施策との連携に努めます。

第4章 基本目標の具体的な展開

基本目標1 生きがいと社会参加の促進

1 地域でのふれあい・交流の促進

- ・ ふれあい交流センター
- ・ 老人福祉センター「かしのき荘」
- ・ 老人クラブの活動助成・育成

2 生涯学習・生涯スポーツの促進

3 就業の促進

1 地域でのふれあい・交流の促進

【取組みの方向】

ふれあい交流センターやかしのき荘等で、文化・スポーツ・レクリエーション等の機会を引き続き提供し、「活動的な85歳」を目標に、高齢者の生きがいづくりを支援します。

【具体的取組み】

ふれあい交流センター

事業内容	住民の交流を通じ、住民の福祉向上及び健康の保持・増進を図ります。
現状	◇高齢者の暮らしをサポートするための拠点として、様々な事業を行っています。
課題	◇高齢者ができるだけ要介護に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を営んでいけるように介護予防事業に取り組んでいく必要があります。
目標	◇特定の方だけでなく、地域包括支援センターの業務と連携を図り、多くの住民の方を対象にした健康づくり、生きがいづくりの支援を行います。

老人福祉センター「かしのき荘」

事業内容	65 歳以上の人を対象に、日常生活に関する相談、各種スポーツ事業・文化的事業を実施し、高齢者相互のコミュニケーションを図ることで、健康の増進に寄与します。
現状	◇ひとり暮らしサポート事業、健康相談、教養講座（健康セミナー）、からだとあたまの体操教室、フロア体操、脳のトレーニング、健康長寿体操など、高齢者の自発的な活動を促し、生きがいがづくりの取組みを行っています。
課題	◇高齢者が豊かな経験を生かして、地域に貢献できるシステムづくりを構築していく必要があります。
目標	◇地域の多くの高齢者に利用してもらうよう努めます。

老人クラブの活動助成・育成

事業内容	老人クラブは、高齢者が長年にわたって培われてきた知識や経験を生かし、生きがいや健康づくり、奉仕活動等の活動を行い、老後の生活を豊かなものにするとともに地域の活性化を目指します。
現状	◇生きがいがづくり、健康づくりにおける様々な活動が行われています。
課題	◇老人クラブの活動強化が必要とされる中、会員数を増加させることが必要です。
目標	◇会員数の増加、若年高齢者の参加等による、組織の強化を進めていきます。

2 生涯学習・生涯スポーツの促進

【取組みの方向】

生涯学習や生涯スポーツ活動は、いきいきとした暮らしや介護予防につながる活動であり、住民の主体的な取組みを支援します。

【具体的取組み】

事業内容	老人クラブの文化、スポーツの各クラブ活動に対して、運営費の助成を行います。
現状	◇申請のあったクラブに対し、毎年予算の範囲内で補助金の交付を行っています。
課題	◇助成を受けていないクラブ等に対しての運営費の助成の周知を進めます。
目標	◇文化、スポーツ活動を通じて、健康増進や会員相互の交流活動の充実を目指します。

3 就業の促進

【取組みの方向】

高齢者の暮らしにおいて、就業の場は、いきいきとした暮らしや収入確保の上で重要な場であり、働く意欲のある高齢者の就業の促進を支援します。

【具体的取組み】

事業内容	シルバー人材センターの運営支援を行います。
現状	◇生活支援サービス提供の担い手の一つとして、様々な業務を行っています。
課題	◇会員数の増加や、就業率の向上を図り、自立した経営を図ることが必要となっています。
目標	◇働く意欲のある高齢者がその能力によって社会の担い手として生きがいをもって活動できるよう、引き続き支援を行います。

基本目標 2 自立支援・介護予防の推進



1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

【取組みの方向】

介護予防・日常生活支援総合事業には要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態等と判断された者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」があります。できるだけ要支援・要介護状態にならず、いつまでも健康で暮らせるよう、関係者との連携のもとに、介護予防に関する啓発や日常生活上の支援体制の充実・強化及び社会参加の推進に努めます。

また、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するため、認知症予防・閉じこもり予防・運動器の機能向上をはじめとする介護予防事業を実施します。

介護予防事業の効果について、適切な評価ができるように努めます。

さらに、介護給付適正化や家族介護支援などの任意事業を実施します。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の実施

平成 29 年度から始まった介護予防・日常生活支援総合事業では、生活支援コーディネーターを 1 名配置し、生活支援サービスの体制整備に向けて、多様な事業主体間の定期的な情報の共有、連携の強化及び協働による資源開発等を推進することを目的として設置した平群町生活支援体制整備事業協議体（以下協議体とする）と協働しながら介護予防・日常生活支援総合事業サービスの充実を図ります。

介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービス、緩和した基準による生活支援、保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中介護予防サービス等、国のガイドラインを参考に事業内容を検討し、実施しています。

【具体的取組み】

訪問介護(介護予防訪問介護相当サービス)

サービス内容

ホームヘルパーが訪問して、家庭で掃除や整理整頓、生活必需品の買い物、食事の準備や調理などの家事や、入浴・排泄の介助（見守り）等を受けることができます。

現状

◇今までの、介護予防訪問介護と同様のサービスです。

町独自基準型訪問サービス(緩和した基準によるサービス)

サービス内容	ホームヘルパーが訪問して、掃除や整理整頓、生活必需品の買い物、食事の準備や調理等の家事を受けることができます。入浴、外出、排泄、服薬介助は対象外となります。
現状	◇平成 29 年現在事業所 1 か所 (町内) に指定をしています。

通所介護(介護予防通所介護相当サービス)

サービス内容	通所介護施設で、入浴、食事等の日常生活上の世話や、体操、レクリエーション等の機能訓練を受けることができます。
現状	◇今までの、介護予防通所介護と同様のサービスです。

町独自基準型通所サービス(緩和した基準によるサービス)

サービス内容	通所介護施設で、運動を中心としたサービスを提供します。レクリエーション等の機能訓練を受けることができます。
現状	◇平成 29 年現在事業所 1 か所 (町内) に指定をしています。

いきいき教室(短期集中通所型)

サービス内容	短期間で改善が見込まれる方を対象とした通所型サービスです。
現状	◇プリズムめぐりにおいて、専門職による高齢者筋力向上トレーニング、栄養改善、口腔機能の向上などのサービスを提供しています。

介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業)

事業内容	要支援者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境などの状況に応じて、適切なサービスを提供されるよう必要な援助を行います。
課題	◇利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていく必要があります。
目標	◇高齢者自身が地域においてできるだけ自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

(2) 一般介護予防事業の実施

高齢者が年齢や心身の状況によって分け隔てなく通うことができる住民の集いの場を充実させ、住民主体の地域づくりを推進するとともに、自立支援に効果的な取組みを推進し、要介護状態になっても生きがいや役割を持って生活できる地域を構築することを目的として実施します。

【具体的取組み】

介護予防把握事業

事業内容	医療機関・民生委員等地域住民・地域包括支援センター・本人や家族からの相談・関係課等より収集した情報を活用し、何らかの支援を要する人を早期に把握し、住民主体の介護予防活動につなげます。
現状	◇各関係機関と連携して情報把握し、必要に応じて対応をしています。
課題	◇何らかの支援を要する人を把握するための体制づくりと手法を確立できていません。
目標	◇地域の実情に応じ、収集した情報等を効果的に活用し、住民主体の介護予防活動を支援します。

介護予防普及啓発事業

事業内容	すべての高齢者を対象に、介護予防の知識の普及啓発を目的にした教室や講演会などの実施、パンフレットの作成などを行うとともに、地域における団体等と連携しながら、健康の保持増進を進めていきます。
------	--

現状	◇介護予防教室（元気アップ教室）に参加された住民の満足度は高くなっていますが、まだ参加されていない方が多くおられます。
課題	◇介護予防に関する知識の普及が未だ浸透していないものと思われます。
目標	◇介護予防の知識の普及啓発及び、介護予防に関する教室や活動についてまとめたパンフレットを作成するなど、介護予防に関する知識の普及をする機会を多くつくります。

地域介護予防活動支援事業

事業内容	高齢者が誰でも一緒に参加できる介護予防活動の地域展開をめざし、住民主体の通いの場を支援します。具体的には、ボランティア等の人材育成研修や多様な地域支援組織の育成支援に取り組みます。
現状	◇「へぐりいきいき百歳体操」など、住民運営の通いの場が増えてきていますが、まだ町全体に広がってはいません。
課題	◇介護予防に取り組む住民運営の通いの場を増やし、また今後も継続できるような支援が必要です。
目標	◇高齢者が要介護状態になることを予防し、健康寿命を延ばすことができるように「へぐりいきいき百歳体操」を町全体に広げると同時に新たにラジオ体操や健康ウォーキング等を実施できるような体制や、住民がお互いを支える地域づくりを行います。

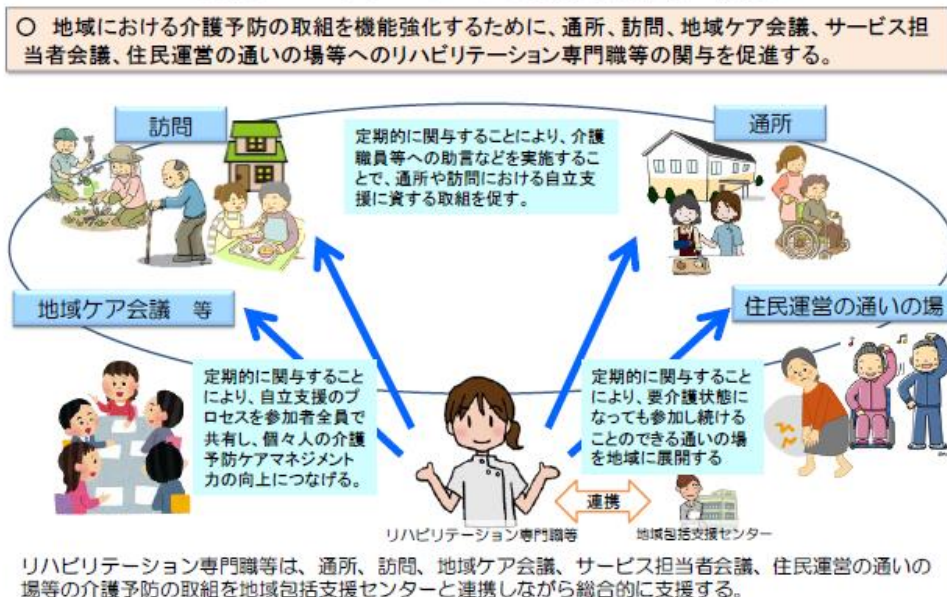
一般介護予防事業評価事業

事業内容	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。
現状	◇各事業に対する評価は行っているものの、細かい指標を活用した評価は行えていません。
課題	◇事業評価をするにあたり、評価指標を活用し、事業の改善を行う必要があります。
目標	◇有効な評価方法を確立し、事業評価を行うことでよりよい地域づくりを目指します。

地域リハビリテーション活動支援事業

事業内容	地域における介護予防の取組を支援するため、リハビリテーション専門職等が地域包括支援センターと連携しながら、介護予防を目的に自主活動を行っている団体や地域ケア会議等で介護予防の取組を支援します。
現状	◇「へぐりいきいき百歳体操」を実施している団体等に対し、専門家等による技術的な指導を実施することで、参加者が介護予防の知識を得ることができ、活動を充実することができました。
課題	◇この事業についての周知をしていく必要があります。
目標	◇この事業についての周知の機会を増やすように努めます。

地域リハビリテーション活動支援事業の概要



資料：平成26年7月厚労省資料

2 包括的支援事業の充実

高齢者の自立支援や介護予防、総合相談や権利擁護、ネットワークづくり等、高齢者が地域で安心して、いつまでも暮らす仕組みを地域の人々とともに構築していく事業です。

また、平成 27 年度からこのほか、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等の業務が加わりました。

地域包括支援センターについては、一定の評価を得ているところですが、今後さらに新たな業務を推進するためにも、自己評価表を作成し改善を図る必要があります。

(1) 総合相談支援事業

高齢者の方が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう、地域におけるネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態等を幅広く把握し、相談を受け、適切なサービスまたは制度の利用につなげる等の支援を行います。

【具体的取組み】

地域包括支援センターにおける相談体制と連携	
機能及び役割	<p>地域包括支援センターでは、地域におけるさまざまな関係者とのネットワークを構築し、高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態を把握し、サービスに関する初期相談対応や、継続的・専門相談支援、権利擁護からの対応が必要な人などへの支援を行います。</p> <p>また、主治医、介護支援専門員などとの多職種間における連携や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行います。</p> <p>そのため、支援困難事例に関する介護支援専門員への助言、医療機関を含む関係施設やさまざまな社会資源との連携・協力体制の整備など、包括的・継続的なケア体制の構築に取り組みます。</p>
事業内容	<p>◇総合相談支援業務（高齢者がどのような支援が必要か把握し、適切なサービス、医療機関や制度等につなげるなどの総合的な相談・支援）</p> <p>◇権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）</p> <p>◇包括的・継続的マネジメント支援業務（介護支援専門員等が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できる環境整備をするとともに、介護支援専門員等が個々の利用者を援助している際に、その実践をサポート）</p>
現状	<p>◇専門職が互いの特性を活かし事業などを推進し、各種相談やサービスの調整などを行い、支援体制の充実を図ることができました。</p>
課題	<p>◇高齢化が進み、認知症高齢者や一人暮らし高齢者などが増加するなか、地域包括支援センターの役割をすべての住民に周知する必要があります。</p>
目標	<p>◇高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進します。</p>

(2) 権利擁護事業

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

必要時には個別のケース会議を開催し、速やかな対応・連携を図っていきます。

【具体的取組み】

権利擁護システムの構築及び成年後見制度の積極活用	
機能及び役割	介護保険制度が施行されることにより、サービス利用者は事業者と契約し、選択により介護サービスを利用することになりました。在宅の一人暮らしで判断能力が不十分な高齢者、障がい者等の方々が安心して適切な介護サービスを利用できる権利擁護システムの構築と財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）について成年後見制度を啓発することが必要です。
現状	◇相談事例について、家族や関係機関との協議のもと、必要に応じて相談機関の紹介や制度利用に向けて情報提供を行いました。また、地域住民などを対象とした講演会などを開催し、制度やサービスについて周知を行いました。
課題	◇地域住民に対して、人権や権利侵害が発生した際に地域包括支援センターが相談や情報の提供を行う機関であることを知ってもらうために更に周知が必要です。また、町内の関係機関との連携や情報の共有を行い、適切な支援や制度・サービス利用につなげる必要があります。
目標	◇地域住民や関係機関などに対して、権利擁護に関する制度について周知する機会を増やし、権利擁護が必要なケースが発生した際に、早急に地域包括支援センターに報告を行ってもらい、適切な制度やサービスの利用促進につなげます。

平群町における苦情処理体制

機能及び役割	介護サービスに関する苦情は、奈良県国民健康保険団体連合会（国保連）が担当しますが、直接被保険者と接する第一義的な機関として、町の相談窓口である町福祉課、地域包括支援センターでの窓口業務を充実させるとともに、国保連等と連携を保ちながら対応します。
事業内容	<p>苦情への対応については、おおむね次のような手順で行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民から苦情の相談を受理します。（町福祉課・地域包括支援センター） 2. 相談窓口において、受理した案件を町で処理するか、介護保険審査会、奈良県国民健康保険団体連合会（国保連）等の機関に引き継ぐか、内容の精査を行います。 3. 苦情への具体的対応を行います。
現状	◇町福祉課と地域包括支援センターにて住民より受理した苦情については、関係機関とも連携を取り対応をしています。また、苦情の内容については奈良県国民健康保険団体連合会（国保連）へ報告を行っています。
課題	◇介護サービスの苦情に関しては、ケアマネジャーのケアプランの内容や家族との関わり等が問題となるケースもあり、今後ケアプランの点検やケアマネジャーの支援も必要になってくると思われます。
目標	◇住民が適切に介護サービスを利用できるよう苦情を受け付け、関係機関とも連携を取りながら、速やかに対応していきます。

高齢者の虐待防止

機能及び役割	必要時には個別のケース会議を開催し、速やかな対応・連携を図っています。
現状	◇相談事例について、家族や介護支援専門員等との協議や行政との連携のもと、福祉施設などへの入所や入院につなげることができています。
課題	◇高齢者虐待の予防の取組みとして、社会的に孤立している世帯などを早期に発見し対応することが必要です。関係機関との連携を密にし、実態の把握を行う必要があります。
目標	◇介護予防ケアマネジメント業務や総合相談業務、関係機関からの情報提供などから得た高齢者虐待対応を行うケースに対して、行政と連携・協働を行い、速やかに対応を行います。

(3) 地域ケア会議の推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、その他関係機関の連携、在宅と施設の連携、協力体制の整備など、包括的かつ継続的なケア体制の構築を行います。また、地域のケアマネジャーに対する個別相談、指導等も行います。

個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげます。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

医療・介護サービスについては、2025年に向け、高度急性期状態から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を行うことを目指した在宅医療・介護連携の推進が求められています。医師会等と協力し、在宅療養の支援を行う医療機関の状況を把握しながら、在宅医療・介護連携推進のための体制を充実させます。

■在宅医療の環境整備のため、在宅療養支援病院、診療所が医療法で定義され、連携拠点機能や急変時に対応できる在宅医療提供体制の構築、介護を行う家族への支援などを促進します。在宅療養支援の中心的な役割を担う「かかりつけ医」の普及・定着を促進するとともに、急性期や回復期の医療機関との連携強化を図ります。

■在宅介護や施設などでの看取りが、少しでもスムーズに進むように、多職種連携ができる体制を構築します。

ア 地域の医療・介護の資源の把握

生駒地区医師会と生駒郡4町が協働し「在宅医療・介護支援マップ」を作成し、町内の居宅介護支援事業所や施設、サービス事業所に配布しています。

イ 地域の医療・介護の課題の抽出と対応策の検討

西和7町と奈良県が一同に会して、医療と介護の連携の推進に関する課題や体制整備について検討を進めています。

ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

生駒地区医師会をはじめとする関係機関と、切れ目のない在宅医療と介護が一体的に提供できるように検討を進めています。

エ 医療・介護関係者の情報共有の支援

郡山保健所と西和7町において、入退院時の情報共有のため第6期に作成した入退院連携マニュアルをケアマネジャーと病院関係者で活用します。

オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

在宅医療・介護連携の支援窓口として、連携の取組みの支援とともにケアマネジャー等からの相談受付などをする在宅療養支援室を西和医療センターに設置しています。

カ 医療・介護関係者の研修

医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師など医療関係者とケアマネジャーなどが集まり、多

職種での勉強会を開催しています。

キ 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護に関する講演会を開催しています。

ク 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

生駒郡 4 町が協力し、連携が必要な事項について検討を進めています。

(5) 認知症施策の推進

認知症高齢者を地域で支えるために早期診断・早期対応等を行う医療機関等の状況を示すとともに、認知症ケアパスの活用など、認知症の状態に応じた相談・支援体制を構築します。

ア 早期発見、早期対応体制の確立

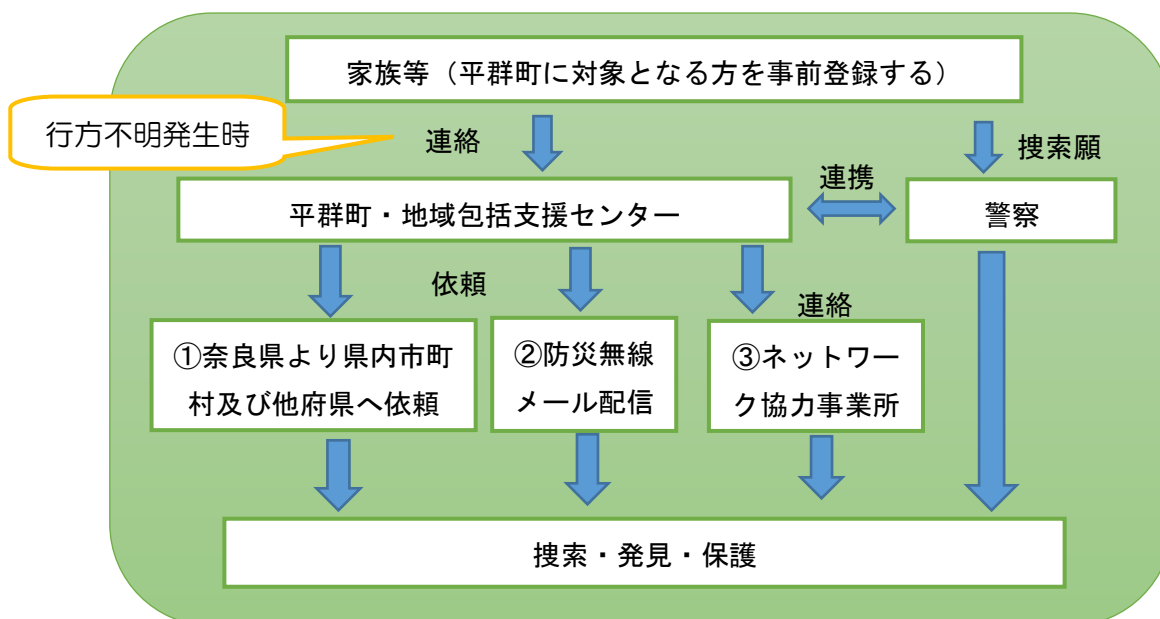
認知症は、早期の段階で対応することにより、進行の抑止や家族の対応に適切な方向付けが可能となると考えられるため、早期発見、早期対応が重要となります。特に、相談窓口利用や専門医への相談につながっていない家族等の掘り起こしが必要となってきます。認知症に関する相談に対して早期の対応と支援を行うため設置した専門医や多職種で構成する認知症初期集中支援チームや、地域の実情に応じた認知症施策の推進を図るために配置した認知症地域支援推進員を活用します。

イ 認知症サポーター等の養成と地域で支える体制づくり

認知症の正しい知識を普及するための認知症サポーターの養成やキャラバンメイトの活動支援、認知症講演会の開催、認知症啓発のリーフレットの配布等、住民への啓発活動を継続して推進し、認知症の人やその家族にやさしい地域づくりに積極的に取り組みます。

徘徊高齢者等の安全確保のため、たすけてカードや関係機関へのメール配信などを有効に活用するとともに、平成 29 年度より開始した高齢者見守りネットワークや平群町徘徊 SOS ネットワークを充実し、高齢者を見守る安心なまちを目指します。

平群町徘徊 SOS ネットワークの流れ



ウ 関係機関の連携体制の確立

認知症高齢者がその状況に応じて適切な専門治療や保健福祉サービスを利用するためには、医療・保健・福祉にわたる包括的な対応が必要となってきます。さまざまな問題を抱えた認知症高齢者については、介護保険給付サービスだけでは在宅生活を継続することは困難と考えられます。

そのため、介護サービスを含む高齢者福祉サービス全般の調整・指導を担う総合的な調整の場として地域ケア会議を推進し、介護支援専門員に対しての介護保険給付サービス以外のサービスを含めた包括的なケアプラン作成とその適切な実施の指導・支援を行っていきます。

エ 認知症予防わくわく教室

地域包括支援センターにおいて、概ね 65 歳以上の方を対象に、脳と体を活性化できる「脳トレ」や「コグニサイズ（頭を使いながらの運動）」を中心にトレーニングを実践しながら、認知症予防を図ります。

オ 家族への支援

認知症カフェや認知症相談会の開催等により、当事者や家族が前向きになってもらうきっかけづくりや家族の交流を促進、情報の提供や相談を行います。

(6) 生活支援サービスの体制整備

ボランティア等生活支援サービスの担い手の養成や発掘、地域資源の開発やネットワーク化に取り組む生活支援コーディネーター1名を配置し、多様なサービスの実施主体の情報共有、連携・協働を行う協議体の設置などにより、「地域での見守り体制の構築」、「地域の支え合い活動の推進」を自治会単位で進めるという方針のもと、生活支援サービスの提供体制の整備を進めています。

- 多様な担い手による多様なサービスを介護予防・生活支援サービス事業として推進していきます。また、多様な介護予防・生活支援サービスを利用できる地域づくりを支援し、住民主体の生活支援の担い手の養成・発掘などの地域資源の開発や既存の活動のネットワーク化の実現などについて検討を行います。
- 専門的な生活支援サービスについては、基準を満たす既存事業所に委託し通所介護・訪問介護サービスを実施します。
- 定期的に見守りが必要な高齢者などを対象とした事業の検討や、事業の活動者の選定などについて関係機関との協議を進め、地域での見守り体制の構築を図ります。（P61 参照）

3 任意事業の実施

任意事業について、これまで推進してきた事業を継続します。

【具体的取組み】

介護給付等費用適正化事業	
サービス内容	<p>介護（予防）給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。</p>
現状	<ul style="list-style-type: none"> ◇介護給付費通知に関しては年4回送付を達成しています。 ◇委託した認定調査全てに保険者による点検を行い、要介護認定の適正化を実施しています。 ◇平群町の被保険者は介護認定を取得しても、2割程度の方が介護サービスを利用していない現状があります。 ◇ケアプラン点検は、予防給付の新規利用者や困難事例などについて、月に4回地域包括支援センターにて行っています。 ◇縦覧点検・医療情報との突合を奈良県国民健康保険連合会に委託し、点検を行っています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇介護給付は定期的なケアプラン点検を達成できていません。 ◇介護サービスを利用されていない方について、サービス未利用である理由等、実情を把握できていません。 ◇住宅改修・福祉用具購入は、書類による事前審査のみで受給者宅の現地確認は達成できていません。
目標	<p>介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すため、保険者機能の一環として、以下5事業に主体的・積極的に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇要介護認定の適正化は、継続して要介護認定における新規・変更認定調査は市町村職員が行い、すべての委託した更新認定調査の書類点検を行います。 ◇介護認定の更新受付時、真に必要なサービスを的確に把握し、総合事業や高齢者福祉サービスを周知する等、横断的な窓口業務を行います。 ◇年に4回の給付費通知送付時に、介護給付分のケアプラン点検を行います。また、点検に携わる職員の資質の向上を図るため、都道府県が主催するケアマネジメントに関する研修会等への参加を促します。 ◇住宅改修は、改修費が高額であるものや改修規模が大きく複雑であるもの、

	<p>提出書類からは現状がわかりにくいケース等は必要に応じて専門職等の協力を得て、実地確認を行うなど点検を推進します。</p> <p>◇福祉用具購入・貸与は、必要に応じて福祉用具利用者等に対する訪問調査、または担当ケアマネジャーに聞き取り調査を行い、受給者の身体状況に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。また、貸与については適正化システムにおいて各福祉用具の貸与品目の単位数が把握できるため、これを積極的に活用します。</p> <p>◇給付費通知送付を継続し、介護給付等費用適正化への取組みと合わせて給付の見直しを進めます。</p>
--	---

配食サービス事業	
対象	65歳以上の一人暮らしの高齢者等で調理が困難と思われる方。
サービス内容	居宅に訪問し、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに利用者の安否確認を行います。
現状	◇安否確認を行うことにより、利用者の孤独感の解消や心身の安定を図ることができています。
課題	◇対象者不在の際の安否確認の徹底。
目標	◇一人暮らし高齢者や高齢者世帯のさらなる増加が見込まれることから、サービスのさらなる充実を図ります。

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
利用実人数	人	51	46	54	90	100	80
延配食数	回	8,040	7,459	7,004	8,356	10,030	9,000

高齢者会食サービス事業

対象	一人暮らしの高齢者。
サービス内容	会食の機会をもって交流することにより、日頃の社会的孤立感の解消を図ります。
現状	◇利用者の孤独感の解消や心身の安定を図るとともに、社会的連帯感を持つことにより安らぎと生きがいを高めています。
課題	◇参加希望者の増加により、さらなるサービスの充実が必要となっています。
目標	◇一人暮らし高齢者や高齢者世帯のさらなる増加が見込まれることから、サービスの充実を図っていきます。

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
回数	回	2	2	2	2	2	2
参加延人数	人	55	72	64	66	66	70

成年後見制度利用支援事業

対象	成年後見制度の市町村長申立にかかる低所得の高齢者。
サービス内容	成年後見人制度の利用にかかる成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。
現状	◇利用者は少ないですが、介護保険制度の利用等の観点から必要です。
課題	◇利用者数が少ない状況にあるため、制度の周知を進める必要があります。
目標	◇制度の利用促進・周知のための広報・普及活動に努めます。

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
件数	件	0	1	1	0	0	0

緊急通報サービス事業

対象	在宅でおおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯等で、必要とする方。
サービス内容	急病や災害等の緊急時に関係機関等に通報を行い、高齢者の方が安心して暮らせるよう通報装置の設置、関係機関への連絡体制を整えます。
現状	◇利用者は増加しています。緊急時には協力員や家族、消防に連絡される体制となっています。
課題	◇事業の周知を進める必要があります。
目標	◇専門業者への委託形態をとりながら、24 時間 365 日コールセンターで対応できる体制を整えます。

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
設置数	台	114	138	153	160	160	170

紙おむつ等介護用品支給事業

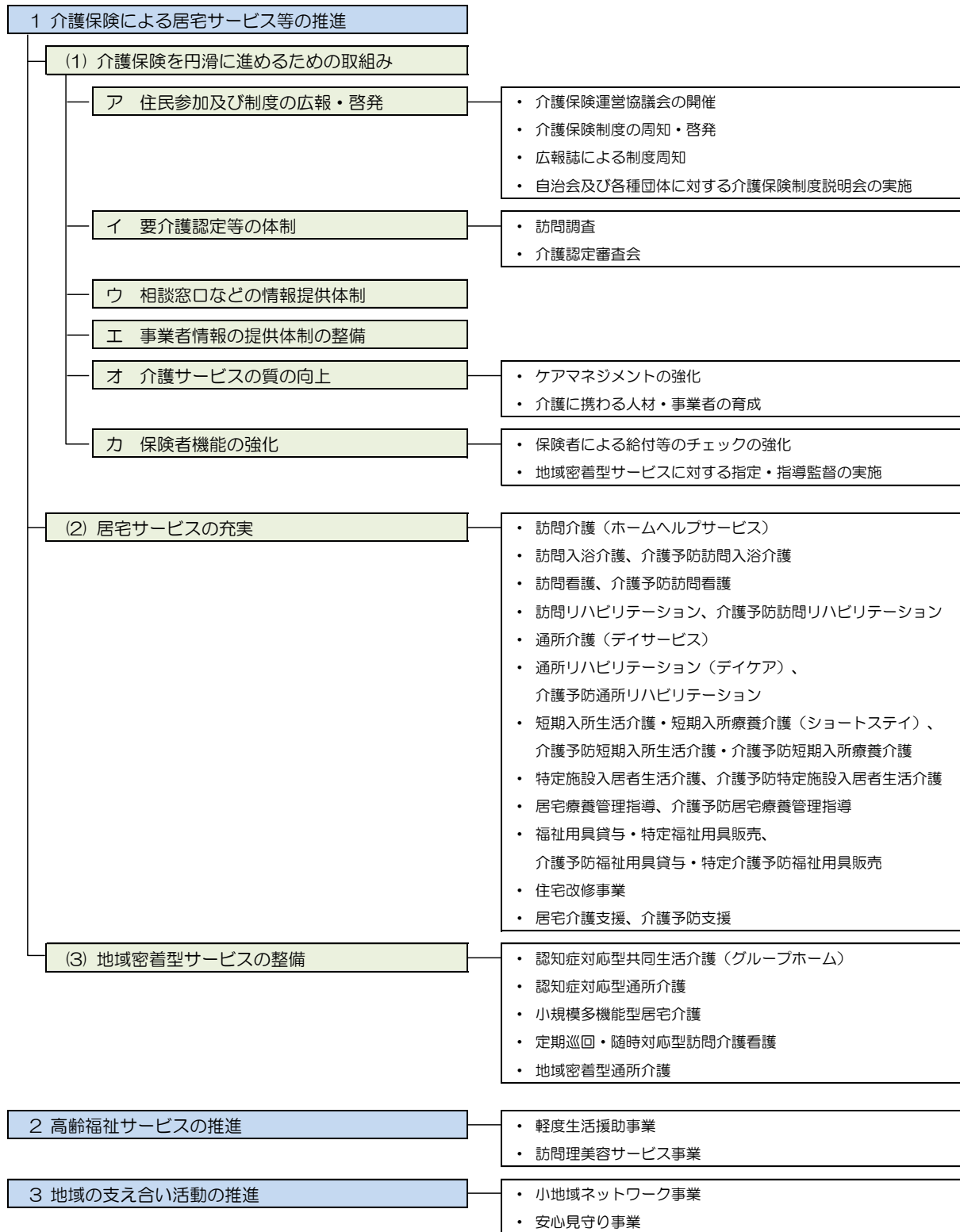
対象	住民税非課税世帯に属する要介護認定のあった者で、常時失禁状態にある者。
サービス内容	在宅の要介護高齢者に対し、紙おむつ等を支給することにより負担を軽減し、高齢者の福祉の向上を図ります。
現状	◇利用者は増加しており、必要に応じたサービスを提供できています。
課題	◇事業の周知を進める必要があります。
目標	◇介護用品に適した用品を支給できるよう、必要量の確保に努めます。

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
利用実人数	人	17	18	26	23	30	40
支給月数	月	6	6	6	6	6	6

介護者教室の開催

対象	要介護者を介護している家族。
サービス内容	要介護者を介護している方に、介護方法に関する相談・指導、介護技術の習得支援を行います。
課題	◇在宅生活の継続のために、サービス事業所と連携して取り組む必要があります。
目標	◇在宅生活の継続と在宅復帰をめざして、在宅で介護をされている家族に対し、サービス事業所と町が連携しながら、事業に取り組んでいきます。

基本目標3 その人らしく暮らせる地域生活の支援



1 介護保険による居宅サービス等の推進

【取組みの方向】

介護保険の推進にあたり、以下を目標として掲げます。

1. 介護保険制度の改正について住民が十分に理解できるよう、広報啓発に努めます。
2. 要介護認定の公平性を確保するため、また要介護認定方法の見直し内容の周知徹底について保険者である町の責任において、訪問調査員及び介護認定審査委員のレベルアップ、管理指導に努めます。
3. 認知症高齢者が状況に応じて介護保険サービスを利用できるよう、介護サービスの整備充実と相談体制の整備並びに医療・保健・福祉の関係機関との連携体制を確立します。
4. 介護サービス計画の作成が円滑に行われるため、サービス提供事業者、介護支援専門員（ケアマネジャー）等と、情報の共有化を図ります。
5. 介護保険サービスの円滑な実施とサービスの質の向上を図るため、介護サービス事業者の振興と情報の共有化に努めます。
6. 介護保険サービスに必要とされる供給量の確保を図るため、利用状況等をみながら事業者参入を図っていきます。
7. 予防給付対象サービスの円滑な提供ができるよう、サービス基盤の確保に努めます。
8. 保険者機能の強化に伴い、居宅介護支援事業所の指定権限の付与、都道府県による居宅サービス事業者等の指定に対して保険者の意見が反映されるといった関与強化が導入されます。保険者として主体的に機能を果たすべく、介護支援専門員、サービス事業所に対し、必要な助言及び指導または是正の措置を講ずることにより保険給付の適正化及び利用者の保護に努めます。

（1）介護保険を円滑に進めるための取組み

ア 住民参加及び制度の広報・啓発

（ア）介護保険運営協議会の開催

介護保険制度を円滑に運営するためには、利用する住民の立場にたった制度運用のシステム構築が重要となります。

本町では、介護保険事業等の運営に関する重要事項について審議する機関として、町議会議員、識見を有する者、団体関係者、被保険者代表、公募による住民代表、サービス事業者等から構成される介護保険運営協議会を設置しており、今後も継続していきます。

また、事業の進捗・運営状況を広く住民の方にも周知するため、傍聴を認め、公開します。

（イ）介護保険制度の周知・啓発

高齢者や家族が必要な介護サービスを利用しやすいよう、介護保険制度の概要や保健・福祉サービスのガイドを中心に、わかりやすく説明した啓発を行っていきます。

(ウ) 広報誌による制度周知

介護保険制度の周知を図るとともに、最新の状況をお知らせするために、掲載を行います。

(エ) 自治会及び各種団体に対する介護保険制度説明会の実施

要望のある自治会及び各種団体等に対し、引き続き説明会を開催していきます。

イ 要介護認定等の体制

(ア) 訪問調査

高齢者から、要介護認定の更新申請が提出されると、訪問調査員が訪問して要介護認定のための調査を行います。本町ではこの認定調査が公平・公正・正確・確実に実施されるよう、保険者である町の責任において管理指導を行っています。

(イ) 介護認定審査会

平群町においては、介護認定審査会を前述した王寺周辺広域7町で設置し、適切かつ効率的な認定運営を目指し、6合議体で構成しています。

ウ 相談窓口などの情報提供体制

町の相談窓口には介護保険に関する問い合わせ、認定に対する不服、介護一般に関する相談、相談先の問い合わせ等、さまざまな相談が寄せられるほか、来訪によるものや電話や手紙などがあります。相談内容は、相談内容記録表などで簡潔にまとめ、内容により振り分けの必要が求められます。

エ 事業者情報の提供体制の整備

事業者情報提供については、福祉、保健、医療に関する情報提供サービス事業を実施する全国ネットワークシステム（WAMNET）を活用し、介護保険関連情報の提供を定期的に行います。

今後、介護サービスの利用者が大幅に伸びると考えられることから、平群町では既存サービス事業者のサービス供給量の拡大と機能拡大を促し、事業者相互間の協議会等の組織化に努め、情報交換、相互協力を図るとともにサービス事業者への定期的な情報提供、新たなサービス事業者の参入募集を図ります。また、広域7町の共同実施による介護サービス事業者への適切な情報提供と情報交換を定期的に行い、介護サービスの質の向上につなげます。

既に、グループホームや小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスにおいて外部評価制度が実施されています。また、奈良県でも介護サービス評価事業などにより介護サービスの質の向上に取り組んでいます。今後とも、県の取組みとも連携しながら、介護サービスの評価と情報公開により介護サービスの質の向上を図ります。

オ 介護サービスの質の向上

利用者の適切な選択の下で、良質なサービスが提供されるよう、介護支援専門員によるケアマネジメントの強化、介護に携わる人材・事業者の育成、医療と介護の連携の強化を図ります。また、介護を行う家族への支援、虐待防止のため、及び「介護離職ゼロ」に向けた、介護をし

ながら仕事を続けることができるようなサービスの利用促進を進めます。

(ア) ケアマネジメントの強化

介護支援専門員は、要介護者等とその家族に最も適したサービス提供を組み立てる重要な役割を持っていることから、介護支援専門員の業務が適切に行えるよう、情報提供や研修を行います。

また、その独立性・中立性の確保を図る制度改正の円滑な実施に努めます。

(イ) 介護に携わる人材・事業者の育成

県と連携しながら「介護福祉士」を基本として介護職員の資質の向上を図ります。

事業者相互間の協議会等の組織化に努め、情報交換、相互協力を図るとともにサービス事業者への定期的な情報提供、新たなサービス事業者の参入募集を図ります。また、広域7町の共同実施による介護サービス事業者への適切な情報提供と情報交換を定期的を実施し、介護サービスの質の向上につなげます。

今後も各事業所間の連携による人材確保の取組みを支援するとともに、介護従事者がいきいきと働ける環境づくりを支援していきます。

カ 保険者機能の強化

平成 30 年度より居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に権限移譲されます。こうした保険者の指導監督権限等を活かし、質の高い介護サービスの提供をめざすとともに、健全な介護保険運営に努めます。

(ア) 保険者による給付等のチェックの強化

制度改正に伴って付与される事業者への立入調査権限等を適切に行使し、良質なサービスが提供されるよう努めます。

(イ) 地域密着型サービスに対する指定・指導監督の実施

地域密着型サービスに対する指定・指導監督等によって、良質な地域密着型サービスの確保に努めます。

(2) 居宅サービスの充実

【具体的取組み】

訪問介護(ホームヘルプサービス)	
サービス内容	ホームヘルパーが訪問して、家庭で入浴・排せつ・食事等の介護サービスを受けることができます。 ・身体介護 ・生活援助 ・通院等のための乗車又は降車の介助
現状	◇必要なサービス量を供給するための事業者を確保していますが、利用者ニーズの多様化(希望時間帯等)に柔軟に対応する必要があります。
課題	◇多様化する利用者のニーズに対応できるようにサービスの質の向上に努める必要があります。自立した在宅生活が長期に維持できるようなサービス提供を検討していかなければなりません。
目標	◇ホームヘルプサービスの質の向上を図るため、現任研修会等の周知に努めます。

訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	
サービス内容	<p><訪問入浴介護></p> <p>入浴チームが入浴車などで訪問して、家庭で浴槽を提供した入浴介護サービスを受けることができます。</p> <p><介護予防訪問入浴介護></p> <p>自宅に浴室がない等の場合、入浴車などで訪問して、介護予防を目的とした入浴の介助を受けることができます。</p>
現状	◇主に要介護度の高い認定者の利用割合が多い傾向にあります。ニーズには対応できています。
課題	◇アンケートでは今後も在宅生活を送りたいと考えていらっしゃる方が多いため、通所介護等の利用が難しい方についての利用が増えてくることも考えられます。
目標	◇利用者が重度の要介護者となることから、医療的な面も踏まえながら多様化するニーズに十分に対応できるよう、サービス供給量確保と質の向上に努めます。

訪問看護、介護予防訪問看護

<p>サービス内容</p>	<p><訪問看護> 訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が訪問して、家庭で療養上の世話や必要な診療の補助を受けることができます。</p> <p><介護予防訪問看護> 看護師等が訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や必要な診療の補助を受けることができます。</p>
<p>現状</p>	<p>◇近隣市町における事業者による供給量は充実しています。現状、医療の依存度が高い重度の高齢者も多く、訪問看護の必要性はよりいっそう高まるものと考えられます。</p>
<p>課題</p>	<p>◇75歳以上被保険者が増加することや在宅生活継続の意向が強いことから、主体性を持って自己の健康管理ができるような（自立性の高い療養を行えるような）質の高いサービスの提供を図る必要があります。</p> <p>◇医師を含めた医療関係者との連携を図る必要があります。</p>
<p>目標</p>	<p>◇福祉サービスと医療サービスとの連携体制を密にし、増加するサービス供給量の確保を図ります。</p>

訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

<p>サービス内容</p>	<p><訪問リハビリテーション> 理学療法士、作業療法士等リハビリの専門家が訪問して、家庭で機能回復訓練を受けることができます。</p> <p><介護予防訪問リハビリテーション> 専門家が訪問して、介護予防を目的とした短期集中的な機能回復訓練を受けることができます。</p>
<p>現状</p>	<p>◇今後、高齢者が医療機関等からの退院後の社会復帰を促すため、また、介護状態の悪化防止の観点からリハビリテーションを行うことは重要であり、適切な利用を促進していく必要があると考えられます。</p>
<p>課題</p>	<p>◇町内医院及び近隣市町の事業者においてサービスを提供していますが、更なる内容の充実を図る必要があります。</p>
<p>目標</p>	<p>◇高齢者が自立した在宅生活を長期に継続していくため、また社会復帰を促すためには、リハビリは重要であり、医師や専門職など医療関係者と連携する体制づくりが必須と考えられます。</p>

通所介護(デイサービス)

サービス内容	<p><通所介護></p> <p>自宅からデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができます。</p>
現状	<p>◇町内 5 事業所及び近隣市町村の事業所でサービスを供給しています。</p> <p>◇第 6 期は、定員 18 人以下の小規模事業所が地域密着型通所介護へ移行したことにより利用量は減少していますが、通所介護は居宅介護サービス事業の中で利用意向が高く、今後も同様であると考えられます。</p>
課題	<p>◇通所介護事業のうち、小規模事業所は地域密着型通所介護に移行しており、全体サービス量は高齢化と共に増加しています。第 7 期については給付全体として評価していく必要があります。</p>
目標	<p>◇住民が住みなれた地域で、安心してサービス利用できるよう、さらなる既存のサービス提供量の確保・質の向上を目指していきます。</p>

通所リハビリテーション(デイケア)、介護予防通所リハビリテーション

サービス内容	<p><通所リハビリテーション></p> <p>自宅から病院・老人保健施設等に通い、リハビリ、看護、介護等のサービスを受けることができます。</p> <p><介護予防通所リハビリテーション></p> <p>医療機関や老人保健施設等で、リハビリ等や「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」などの生活機能向上のためのサービスを受けることができます。</p>
現状	<p>◇町内に介護老人保健施設が 1 施設あり、また近隣市町でも多様な施設が存在しており、必要な供給量は確保できています。</p>
課題	<p>◇近隣にリハビリテーション病院が整備されたことにより、日常生活に戻れる程度に回復した状態で退院するケースが多くなっていると考えられるため、サービス見込みはそれほど必要ないと考えられます。</p>
目標	<p>◇高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、既存のサービス提供の確保・質の向上を目指していきます。</p>

**短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)、
介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護**

<p>サービス内容</p>	<p><短期入所生活介護> 特別養護老人ホーム等に短期間入所して、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができます。</p> <p><短期入所療養介護> 療養型医療施設、老人保健施設等に短期間入所して、医学的管理のもとで、リハビリ、看護、介護等のサービスを受けることができます。</p> <p><介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護> 一時的に自宅でのサービスが利用できない場合に短期間、特別養護老人ホームや介護療養型医療施設等に入所して、介護予防を目的とした入浴・排せつ・食事等の介助や看護及び機能訓練を受けることができます。</p>
<p>現状</p>	<p>◇町内 3 事業所（介護老人保健施設及び特別養護老人ホーム）においてサービスを行っており、受け入れ態勢は整っています。</p>
<p>課題</p>	<p>◇在宅生活の継続、家族介護負担の軽減には必要なサービスです。</p>
<p>目標</p>	<p>◇ケアプランに基づく計画的な利用が見込まれるため、圏域で調整を行いながら、さらなる供給量の確保と質の向上を目指します。</p>

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

<p>サービス内容</p>	<p><特定施設入居者生活介護> 有料老人ホーム等の特定施設に入居し、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練及び療養上の世話を受けることができます。</p> <p><介護予防特定施設入居者生活介護> 有料老人ホーム等の特定施設に入居し、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練及び療養上の世話を受けることができます。</p>
<p>現状</p>	<p>◇近隣市町で多様な特定施設が整備されており、サービス供給量は確保できています。</p>
<p>目標</p>	<p>◇今後、多様なニーズにより利用の増加が見込まれるため、さらなる供給量の確保と質の向上を目指します。</p>

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

サービス内容	<p><居宅療養管理指導></p> <p>病院・診療所・薬局の医師・薬剤師等が訪問して、家庭で療養上の管理及び指導を受けることができます。</p> <p><介護予防居宅療養管理指導></p> <p>医師・薬剤師等が訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理及び指導を受けることができます。</p>
現状	<p>◇利用者のサービスに対する認知が上がってきており、サービス需要が増加してきています。</p>
目標	<p>◇居宅介護には医師を中心として歯科医師、薬剤師、栄養士等の医学的支援が大切であるため、福祉サービスと医療サービスとの連携体制を整え、高齢者の健康保持、増進につなげます。</p>

福祉用具貸与・特定福祉用具販売、 介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

サービス内容	<p><福祉用具貸与></p> <p>車いす、ベッド、歩行支援具等の日常生活を助ける用具を借りることができます。</p> <p><特定福祉用具販売></p> <p>腰掛け便座など貸与になじまない入浴や排せつの用具の購入費の支給を受けることができます。</p> <p><介護予防福祉用具貸与></p> <p>介護予防に役立つ福祉用具を一定期間借りられます（手すり・スロープ・歩行補助杖・歩行器など）。</p> <p><特定介護予防福祉用具販売></p> <p>腰掛け便座など貸与になじまない福祉用具の中で介護予防に役立つ福祉用具の購入ができます。</p>
現状	<p>◇独居や高齢者世帯のシニアカー等、移動手段としての利用が年々増加傾向にあります。</p> <p>◇福祉用具の購入に関しては個々の状態に応じた情報提供及びサービス調整をしています。</p>
課題	<p>◇福祉用具貸与については、利用者の身体状況に応じて必要不必要の見直しを行っているかどうかを保険者で見極めることが難しい状況です。</p>

目標	◇介護予防やリハビリテーション、また介護者の負担軽減を図る観点から、その必要性はより一層高まるものと考えています。今後においてもそれぞれの高齢者のニーズに合った福祉用具の確保、また柔軟な対応を図りサービス機能の向上を図ります。
----	---

住宅改修事業	
サービス内容	手すりの取付や段差解消などの改修費について、一定の限度内で支給を受けることができます。 要支援者は、介護予防に役立つ住宅改修をした場合に、改修費の支給を受けることができます。(手すりの取り付け・段差の解消・扉の取り替え・便器の取り替え等)
現状	◇一定の需要はあり、在宅で自立した生活を継続するための介護予防効果を示しています。今後も利用意向は増加していくと考えられます。
課題	◇住宅改修について、多様化しているため要件に合致するかどうかの見極めが難しくなっています。
目標	◇住宅を改修することにより、いつまでも在宅で自立した生活を継続するための環境の向上につながるように、広く情報提供を行い、サービスを気軽に利用できるよう適切な利用を促します。

居宅介護支援、介護予防支援	
サービス内容	<p><居宅介護支援></p> <p>要介護の認定を受けた方が自宅で適切にサービスを利用できるよう、ケアプラン（居宅サービス計画）の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行います。</p> <p><介護予防支援></p> <p>要支援の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行います。</p>
現状	<p><居宅介護支援></p> <p>◇介護支援専門員は介護サービス計画の作成及びサービス提供機関とのサービス調整等の重要な役割を担うため、介護支援専門員の資質により、公平なサービス提供ができなくなるおそれがあります。このため、町、サービス提供事業者、介護支援専門員との情報交換、情報共有等の連携体制など、利用者が公平にサービスを利用できる体制づくりを構築する必要があります。</p>

	<p><介護予防支援></p> <p>◇希望される居宅介護支援事業所への委託により、利用者の利便性を図ることができています。</p> <p>◇民生委員及び地域の人と情報交換・共有等により連携を図っています。</p> <p>◇公平なサービス提供を図るため、介護支援専門員の資質向上に努める必要があります。</p> <p>◇介護予防支援については、総合事業サービスのみの利用者の方は介護予防ケアマネジメントとして総合事業に移行しました。</p>
課題	<p>◇民間事業所の指導、ケアマネの質の向上、介護事業所との連携強化により、利用者へのよりよいサービス提供を目指す必要があります。</p>
目標	<p>◇平成30年度から市区町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市区町村に委譲されます。こうした保険者機能の強化に伴い、介護支援専門員、サービス提供機関との連携を図り、効率の良い介護サービス計画の作成及び利用者へのサービス提供に努めます。また、町、サービス提供事業者、介護支援専門員との情報交換、情報共有等の連携体制を構築し、利用者が公平にサービスを利用できる体制づくりを目指します。</p>

(3) 地域密着型サービスの整備

【具体的取組み】

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

サービス内容	<p>認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な環境の中で、生活機能の向上のために入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けることができます。</p>
現状	<p>◇町内には5事業所あり、認知症高齢者が地域において自立した生活を送るための場として、また、認知症進行を改善するための環境づくりや専門的な知識と技術を有する人材による身体的な介護サービス提供を図るため、一層の人材整備に努める必要性があると考えられます。</p>
課題	<p>◇地域密着型サービスに位置づけられ、地域、町、施設が密に連携を図る必要があります。</p>
目標	<p>◇利用実態及び利用意向を的確に把握するため運営推進会議への出席、また必要に応じて指導・監査を実施し、適正なサービス提供を図ります。</p>

認知症対応型通所介護

サービス内容	認知症の高齢者がデイサービスに通い、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けることができます。
現状	◇町内 1 事業所があり、認知症高齢者が地域において自立した生活を提供できる場として、また、専門的な知識と技術を有する人材による身体的な介護サービス提供を図るため、一層の人材整備に努める必要があると考えられます。
課題	◇地域密着型サービスであること、施設定員が限られていることから、需要に応じたサービス提供ができていないかを見極めが必要となります。
目標	◇利用実態及び利用意向を的確に把握するため運営推進会議への出席、また必要に応じて指導・監査を実施し、適正なサービス提供を図ります。 ◇重点課題でもある「認知症高齢者対策の推進」のためにも、利用促進を図ります。

小規模多機能型居宅介護

サービス内容	「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、心身の状況や希望に応じ、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けることができます。
現状	◇町内 1 事業所においてサービスを提供しており、利用者のニーズに対応できていますが、今後利用者の増加が見込まれます。
課題	◇地域密着型サービスであること、施設定員が限られていることから、需要に応じたサービス提供ができていないかを見極めが必要となります。
目標	◇利用実態及び利用意向を的確に把握するため運営推進会議への出席、また必要に応じて指導・監査を実施し、適正なサービス提供を図ります。 ◇在宅生活の継続のためにもサービスの周知に努め、利用促進を図ります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

サービス内容	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。
現状	◇平成 29 年度の利用実績はありませんでしたが、今後の利用増加が見込まれます。
課題	◇現在、平群町にはサービス事業所が存在しないため、近隣事業所を利用する必要がある状況ですが、需要に応じたサービス提供ができているかの見極めが必要となります。
目標	◇重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支援するため、住民への周知に努め、利用促進を図ります。

地域密着型通所介護

サービス内容	利用定員 18 人以下の小規模通所介護です。
現状	◇平成 28 年 4 月より始まったサービスです。地域密着型サービスであること及び利用定員が限られることから、今後の大幅な増加はないと考えられます。
課題	◇区域外被保険者の利用が増加してきているため、平成 29 年度半ばより利用人数が微減となっています。町内の利用者の需要に応じたサービス提供ができているかどうかの見極めが必要となります。
目標	◇利用実態及び利用意向を的確に把握するため運営推進会議への出席、また必要に応じて指導・監査を実施し、適正なサービス提供を図ります。 ◇住民が住みなれた地域で、安心してサービス利用できるよう、さらなるサービス提供量の確保・質の向上を目指していきます。

2 高齢福祉サービスの推進

【取組みの方向】

高齢福祉サービスの推進にあたり、高齢者が、できる限り要介護状態に陥ることなく、住み慣れた家庭や地域で健康でいきいきとした生活を営んでいけるよう、地域支援事業との役割分担と連携を図りながら、総合的・計画的に提供していきます。

【具体的取組み】

軽度生活援助事業	
対象	65歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯で虚弱であるために家事などの軽度の援助を必要とする方。要支援・要介護認定者は保険外給付のみ利用可。
サービス内容	居宅に軽度生活援助員を派遣して、買い物代行・付添い、調理補助、庭の手入れ、洗濯、近隣の医療機関への付添い（介護者の交通料金・車等の確保は本人負担）、散歩等の付添い等の軽易な生活援助サービスを提供します。
現状	◇掃除や草ひきが主な作業依頼となっています。
課題	◇アンケートからもニーズは高く、サービスの周知徹底を図る必要があります。
目標	◇事業の利用促進、広報活動に努めます。

軽度生活援助事業の実績

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
延利用人数	人	109	151	141	145	103	100
延利用回数	回	336	369	425	344	205	185

訪問理美容サービス事業

対象	在宅の要介護4・5以上で寝たきりの方。
サービス内容	居宅で理美容サービスを受けられるように出張理美容により、サービスを提供します。
現状	◇近年利用者は少ない状況にあります。
課題	◇サービスの周知徹底及び登録者への利用促進を進めます。
目標	◇要援護者が清潔感を保ち健やかでいきいきとした生活を送ることができるように、町内の理容店に委託し、サービスを提供していきます。

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
利用人数	人	1	0	0	3	1	1
延利用回数	回	1	0	0	3	2	1

3 地域の支え合い活動の推進

【取組みの方向】

社会福祉協議会が構築する小地域ネットワークや安心見守り事業の推進など、地域ケア体制づくりに努めます。

【具体的取組み】

小地域ネットワーク事業	
機能及び役割	<p>誰もが、住み慣れた地域で暮らしたいと望んでいる反面、最近では核家族化や少子化等による地域間のつながりの低下、孤立化が進んでいます。</p> <p>介護問題はもとより、さまざまな福祉的問題をその地域で対応できる力が持てるようにと、この事業に取り組んでいます。</p> <p>「誰もが安心して暮らせるまちづくり」ということで、地域の住民が日常生活を送る場で自らが主体となった活動を行い、さまざまな生活問題の発見を持つことにより、問題解決の能力を構築していき、「地域での福祉力」の向上を図るものです。</p>
サービス内容	<p>地域での福祉力を高めるため、自治会を1単位とし、以下の内容で進めています。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 地域住民が福祉活動に参加できる場を設けます。2. 福祉サービスなど勉強できる場を提供します。3. 地域住民の生活課題や福祉問題等の理解を広げます。
現状	◇現在15の地域で小地域ネットワークづくりの活動が行われており、サロンを中心に活動しています。
課題	◇活動している地域数が少ない状況です。
目標	◇住民自らが活動していくため、専門的な知識を提供し、他の自治会や関係機関との調整に努めます。また、町内ネットワークづくりの拡充を図ります。

安心見守り事業【新規事業】

機能及び役割	定期的な見守りが必要である高齢者などに対して、地域支え合い推進員が関係機関と連携・協力のもと訪問などを行い、安否確認や日常生活の相談などを通し、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう支援します。
対象者	<ol style="list-style-type: none">1. 65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみで構成された世帯2. 民生委員などが見守りを必要と判断した高齢者 など
事業内容	<ol style="list-style-type: none">1. 地域支え合い推進員による、見守りを必要とする高齢者などへの定期的な訪問などによる見守りや安否確認2. 高齢者などの心身の状況などの把握3. 関係機関との連携や協働4. その他、高齢者などの生活の質の向上に資すること

基本目標 4 安心して暮らせる環境の整備

1 住みよいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者にやさしい公共施設等の整備 ・ 民間店舗及び事務所等の設置に伴うバリアフリー化の推進 ・ 外出手段確保への支援 ・ 高齢者に配慮した住宅整備 ・ 防災対策
2 介護保険に関する施設整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・ 介護老人保健施設（老人保健施設） ・ 介護療養型医療施設 ・ 介護医療院

1 住みよいまちづくりの推進

【取組みの方向】

安全で住みよい環境整備の推進のために、以下を目標として定めます。

1. 建築物や道路などのハード面の整備改善だけでなく、心の通い合う思いやりに満ちた地域づくりが大切であり、住民一人ひとりが高齢者とのふれあい等を通じ、理解を含め積極的にやさしいまちづくりに参加できる体制づくりを進めます。
2. 移動支援の充実は、介護予防や閉じこもり防止、生活支援等の観点からも重要であるため、ニーズに合った提供ができるよう検討を進めていきます。
3. 防災に関しては、災害弱者である高齢者や障害者等に配慮した防災施策の推進をめざします。

【具体的取組み】

高齢者にやさしい公共施設等の整備

民間店舗及び事務所等の設置に伴うバリアフリー化の推進

課題	◇既存の小規模施設等については整備されていないところもあるため、安全で快適な生活環境が確保できるよう十分に配慮する必要があります。
目標	◇開発行為に伴う店舗や事務所等が設置される場合は、引き続き奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、安全で快適な生活環境が確保できるよう十分に配慮した計画としてもらうよう設置者の協力を求めています。

外出手段確保への支援

現状	◇コミュニティバスの利用や福祉有償運送の利用が高齢者の外出手段となっています。
課題	◇移送サービスに対するニーズは高く、バス路線の行き届いていないところや、福祉有償運送を利用できない高齢者の外出手段の確保が必要となっています。
目標	◇移送サービスの今後の展開については、現状を精査し、新たな手段を確保できるように検討していきます。

高齢者に配慮した住宅整備

課題	◇個人の住宅において高齢者に配慮した構造、整備されている住宅は少なく、今まで住み慣れた我が家も高齢化とともに快適さが失われつつあります。
目標	◇高齢者の生活に配慮した住宅等の整備を促進し、高齢者の地域での自立生活や社会復帰を促進します。

防災対策

課題	◇高齢者などの要援護者支援対策が求められています。
目標	◇要援護者名簿を活用し、また地域の民生委員の協力を得て、高齢者や体の不自由な方に配慮した防災対策を目指します。

2 介護保険に関する施設整備の促進

【取組みの方向】

自宅で住み続けることが困難な高齢者に対して、その状況に応じた生活の場を確保するため、介護保険施設の整備拡充に努めます。

【具体的取組み】

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

サービス内容	寝たきりや認知症など、身体上あるいは精神上著しい障害があつて、常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な高齢者が入所できる施設で、高齢者の心身の状況などに応じて適切な生活や療養の場を提供することを目的とします。
現状	◇平成 29 年 8 月に 1 か所開設し、町内では計 2 か所が整備されています。近隣においても特別養護老人ホームが整備され、利用されています。
課題	◇待機者が多く、入所までに長期の時間がかかっている状況です。
目標	◇在宅サービスの充実、在宅復帰への支援などによって待機者への対応を図りながら、重度者への重点化、サービスの質の向上に努めます。

介護老人保健施設(老人保健施設)

サービス内容	心身の症状が安定し、入院治療までは必要のない高齢者を対象とし、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他日常生活上の介護を行い、在宅復帰を支援します。
現状	◇町内に 1 か所のほか、近隣においても老人保健施設が整備され、利用されています。
課題	◇本来の老人保健施設の役割である在宅生活へ向けての支援的役割を重視し、圏域における供給体制の充実を図る必要があります。
目標	◇今後も、圏域調整による基盤整備の充実を図ります。

介護療養型医療施設

サービス内容	長期に療養が必要な要介護者に療養上の管理や看護、さらには医学的管理下での機能訓練や介護を行う施設です。
現状	◇町内に対象施設はありません。
課題	◇町外近隣の施設利用に対する利用者への情報提供を進め、また町外施設との連絡調整体制を構築し、利用者の利便を図る必要があります。
目標	◇介護療養型医療施設については、平成 29 年度末に廃止される予定が 6 年間延長となりました。引き続き利用者が安心して生活を継続できるよう、医療機関との連携を進めていきます。

介護医療院

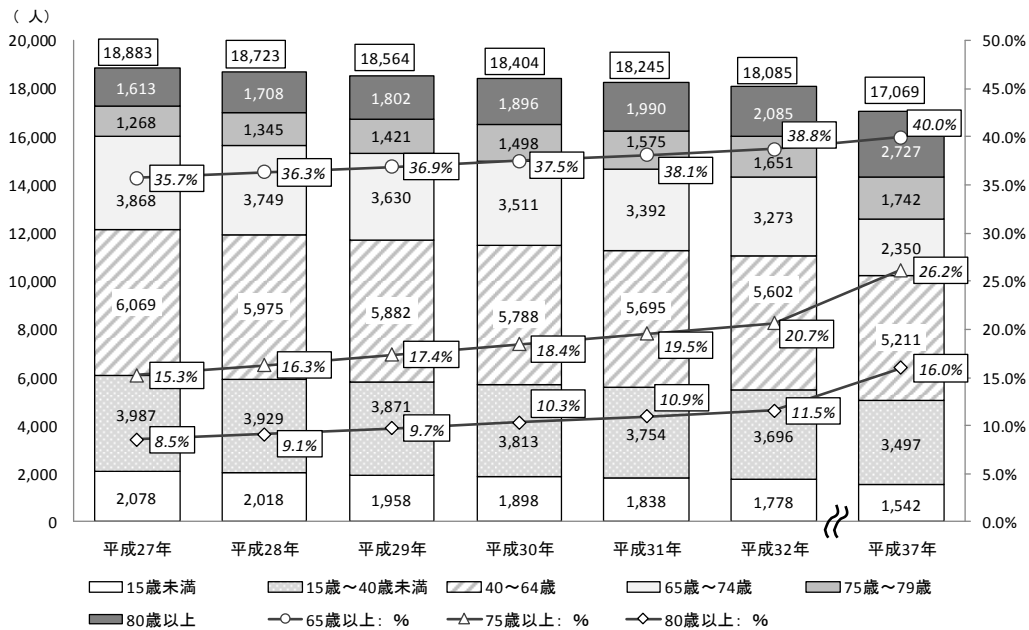
サービス内容	主として長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を一体的に行う施設です。
現状	◇平成 30 年度に創設される新たな施設サービスです。

第5章 介護保険事業の見込み設定

1 高齢者数と要介護認定者数等の見込み

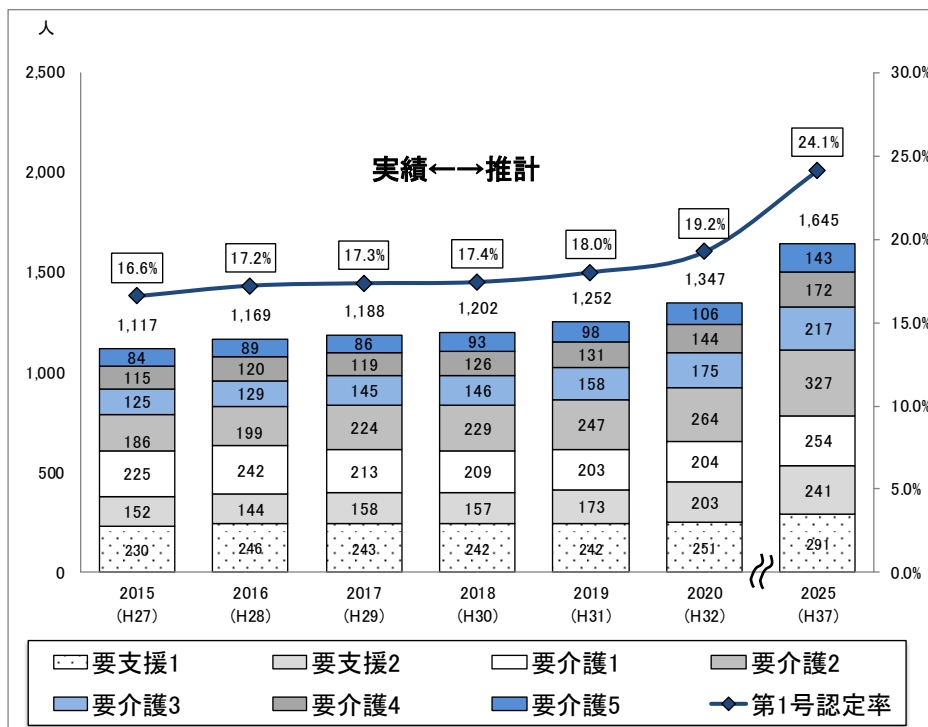
2025年度（平成37年度）には高齢者数6,819人（高齢化率40.0%）、認定者（うち第1号被保険者）数1,645人（第1号認定率24.1%）に達すると見込まれます。

■高齢者数の見込み（再掲）



※平成25年3月推計の国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計に平成27年国勢調査（10月1日現在）のデータを反映。平成27年国勢調査の数値は年齢不詳について各年齢に案分したものを

■認定者（うち第1号被保険者）数と認定率の推移と推計



※地域包括ケア「見える化」システム - 将来推計編

2 介護保険給付と地域支援事業の見込み

(1) 保険給付の方針

【介護予防（予防給付）】

- 介護予防訪問介護・介護予防通所介護については、平成 29 年度に総合事業に移行しています。ただし、福祉用具貸与や住宅改修など介護予防サービスは、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた大きな役割をもつと考えられ、地域包括支援センターや介護事業所と連携しながら、適正な給付を図ります。

【介護給付】

- 居宅サービス、地域密着型サービスについては、認定者数や認知症者の増加に伴い、ケアマネジャーの確保やサービスの利用促進によりニーズ量の増大への対応を図りながら、適正な給付を行います。
- 在宅生活の限界点を引き上げることにつながる小規模多機能型居宅介護の利用促進を図ります。また、医療との連携による定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、在宅生活の継続の上で必要なサービスであり充実を図ります。

(2) 保険給付の量の見込み

【介護給付】

単位：回(日)、人/年間

		平成30年 度	平成31年 度	平成32年 度	平成37年 度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	回数(回)	38,099	40,676	45,731	48,798
	人数(人)	2,220	2,376	2,604	2,760
訪問入浴介護	回数(回)	284	336	368	156
	人数(人)	72	84	96	48
訪問看護	回数(回)	12,467	14,582	18,439	18,563
	人数(人)	1,164	1,344	1,704	1,704
訪問リハビリテーション	回数(回)	8,368	9,817	11,808	14,050
	人数(人)	756	888	1,068	1,236
居宅療養管理指導	人数(人)	1,752	2,016	2,244	2,520
通所介護	回数(回)	19,630	22,362	23,687	27,923
	人数(人)	2,208	2,520	2,664	3,144
通所リハビリテーション	回数(回)	7,024	7,504	7,792	7,238
	人数(人)	876	936	972	912
短期入所生活介護	日数(日)	3,294	4,040	4,710	5,290
	人数(人)	312	420	492	600
短期入所療養介護	日数(日)	1,184	1,685	1,926	2,459
	人数(人)	192	276	312	396
福祉用具貸与	人数(人)	3,540	3,840	4,248	4,332
特定福祉用具購入費	人数(人)	60	108	120	144
住宅改修費	人数(人)	48	48	48	60
特定施設入居者生活介護	人数(人)	636	732	912	1,164
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	24	60	60	84
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数(回)	1,288	1,642	2,050	2,413
	人数(人)	180	240	300	360
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	264	312	324	372
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	720	780	840	1,116
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回)	6,912	7,433	7,859	9,292
	人数(人)	804	864	912	1,080
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	1,200	1,200	1,200	1,200
介護老人保健施設	人数(人)	852	876	876	1,512
介護医療院 (平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	人数(人)	0	0	0	264
介護療養型医療施設	人数(人)	216	240	264	
(4) 居宅介護支援	人数(人)	5,616	6,024	6,684	6,984

【予防給付】

単位：回(日)、人/年間

		平成30年 度	平成31年 度	平成32年 度	平成37年 度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	1,664	2,172	2,897	3,766
	人数(人)	276	360	480	624
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	698	931	1,164	1,513
	人数(人)	72	96	120	156
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	72	96	132	168
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	108	120	120	168
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	41	41	41	82
	人数(人)	12	12	12	24
介護予防短期入所療養介護	日数(日)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	1,020	1,164	1,356	1,764
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	12	24	24	36
介護予防住宅改修	人数(人)	60	60	84	96
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	108	156	168	192
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	人数(人)	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	144	156	180	204
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	人数(人)	2,940	2,724	2,676	2,580

(3) 保険給付費の見込み

【介護給付費】

(単位:千円)

	第7期			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス	613,089	695,727	798,208	883,317
① 訪問介護	98,344	104,810	119,381	127,027
② 訪問入浴介護	3,313	3,928	4,302	1,723
③ 訪問看護	53,575	63,054	80,076	79,329
④ 訪問リハビリテーション	23,972	28,173	33,910	40,663
⑤ 居宅療養管理指導	22,732	26,227	29,259	32,931
⑥ 通所介護	137,070	155,250	166,572	195,064
⑦ 通所リハビリテーション	67,159	71,926	74,515	65,742
⑧ 短期入所生活介護	26,242	32,353	37,643	40,411
⑨ 短期入所療養介護(老健)	13,303	19,128	21,982	27,945
⑩ 福祉用具貸与	46,596	51,804	58,722	54,278
⑪ 特定福祉用具購入費	1,888	3,176	3,486	4,155
⑫ 住宅改修費	4,766	4,766	4,766	6,023
⑬ 特定施設入居者生活介護	114,129	131,132	163,594	208,026
(2) 地域密着型サービス	293,955	333,184	358,090	453,321
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,482	13,614	13,614	18,738
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	14,402	17,994	22,486	25,306
④ 小規模多機能型居宅介護	40,786	48,603	50,261	56,768
⑤ 認知症対応型共同生活介護	180,598	195,549	210,676	280,913
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
⑨ 地域密着型通所介護	52,687	57,424	61,053	71,596
(3) 介護保険施設サービス	595,895	611,451	620,260	793,111
① 介護老人福祉施設	285,054	285,181	285,181	285,181
② 介護老人保健施設	233,048	239,886	240,413	413,264
③ 介護医療院 (平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	0	0	0	94,666
④ 介護療養型医療施設	77,793	86,384	94,666	
(4) 居宅介護支援	68,843	74,387	83,016	86,399
介護給付費計(小計)	1,571,782	1,714,749	1,859,574	2,216,148

【予防給付費】

(単位:千円)

	第7期			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1)介護予防サービス	31,424	39,037	47,380	59,971
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	6,421	8,397	11,209	14,568
③介護予防訪問リハビリテーション	1,876	2,503	3,128	4,067
④介護予防居宅療養管理指導	591	795	1,128	1,424
⑤介護予防通所リハビリテーション	2,526	2,759	2,759	4,354
⑥介護予防短期入所生活介護	254	254	254	507
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
⑧介護予防福祉用具貸与	6,363	7,196	8,295	10,782
⑨特定介護予防福祉用具販売	226	504	504	783
⑩住宅改修	5,912	5,825	8,172	9,302
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	7,255	10,804	11,931	14,184
(2)地域密着型介護予防サービス	10,830	11,845	13,866	15,887
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	10,830	11,845	13,866	15,887
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(4)介護予防支援	13,318	12,345	12,236	11,692
予防給付費計(小計)	55,572	63,227	73,482	87,550
総給付費(合計)=(介護給付費計)+(予防給付費計)	1,627,354	1,777,976	1,933,056	2,303,698

※介護報酬改定(0.54%引き上げ)による影響を見込んでいます。

※地域区分については、現在7級地となっています。

(4) 地域支援事業費の見込み

(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
地域支援事業費	114,551	117,827	123,261	93,950
介護予防・日常生活支援総合事業費	77,356	75,519	75,135	44,950
包括的支援事業・任意事業費	37,194	42,308	48,125	49,000

3 介護保険事業費の見込み

(1) 介護保険事業に係る費用の見込み

○介護保険事業を運営するために必要となる費用は、予防給付費、介護給付費、地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金（奈良県は第7期における拠出金なし）、市町村特別給付、保健福祉事業に要する費用から構成されます。

○平成37年度までの介護保険事業の事業費の見込みは、次のとおりです。

■平成37年度までの事業費の見込み

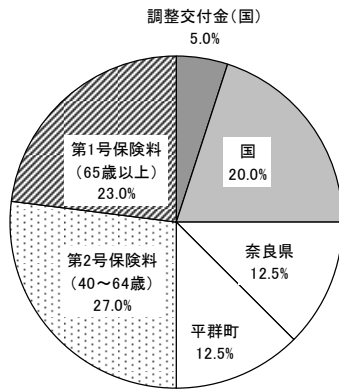
(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
給付費関係				
介護給付①	1,571,782	1,714,749	1,859,574	2,216,148
予防給付②	55,572	63,227	73,482	87,550
総給付費③=①+②	1,627,354	1,777,976	1,933,056	2,303,698
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額③'	1,106	1,906	2,165	2,433
消費税率等の見直しに伴う財政影響額③''	0	21,336	46,393	55,289
総給付費(一定以上所得者負担等の調整後)③'''=③-③'+③''	1,626,248	1,797,406	1,977,284	2,356,554
特定入居者介護サービス費等給付額④	49,498	50,415	51,526	75,664
補足給付の見直しに伴う財政影響額④'	0	0	0	0
特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)④''=④-④'	49,498	50,415	51,526	75,664
高額介護サービス等給付費⑤	38,404	46,017	45,508	37,141
高額医療合算介護サービス費等給付額⑥	3,741	3,817	3,894	2,752
保険給付費⑦=③''' +④'' +⑤+⑥	1,717,891	1,897,655	2,078,212	2,472,111
審査支払手数料⑧	2,220	2,287	2,332	3,814
標準給付費⑨=⑦+⑧	1,720,111	1,899,942	2,080,544	2,475,925
地域支援事業⑩	114,551	117,827	123,261	93,950
標準給付費と地域支援事業費の合計=⑨+⑩	1,834,662	2,017,769	2,203,805	2,569,875

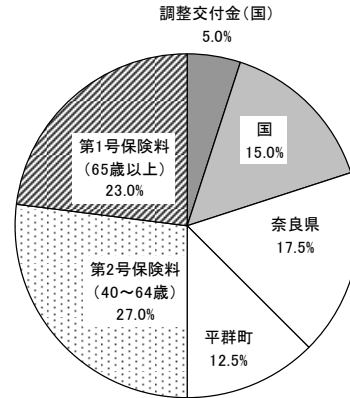
(2) 介護給付等の財源構成

○介護給付等に係る事業費の財源は、第1号保険料及び第2号保険料、国・県・町の負担金、国の調整交付金で賄われます。第1号保険料の負担割合は、全国的な高齢化の進行を反映して、第1期では17%、第2期では18%、第3期では19%、第4期は20%、第5期は21%、第6期では22%でしたが、第7期では23%となっています。

居宅給付費の財源構成



施設等給付費の財源構成

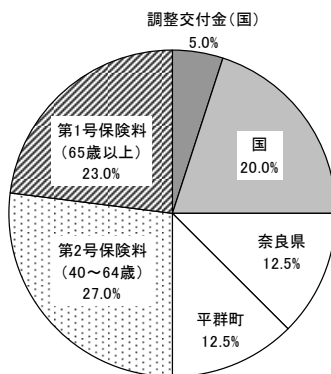


(3) 地域支援事業の財源構成

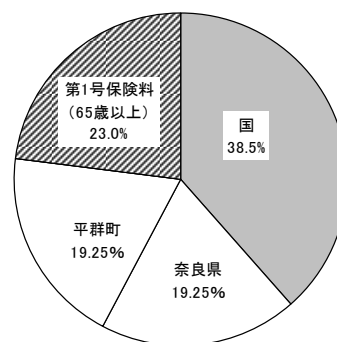
○地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）のうち介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく50%が国、県、町による公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。

○包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国、県、町による公費負担、23%が第1号保険料で構成されます。

地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の財源構成



地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)の財源構成



4 第1号被保険者の介護保険料

(1) 保険料収納必要額の見込み

標準給付費と地域支援事業費の見込額をもとに、次の算定式により、保険料収納必要額を算定します。

$$\begin{aligned}
 \text{保険料収納必要額} = & \{ \text{③標準給付費と地域支援事業費見込額の合計} \times 0.23 \\
 & + (\text{①標準給付費見込額} + \text{介護予防・日常生活支援総合事業}) \times 0.05 \\
 & - \text{⑨調整交付金見込額} \\
 & + \text{⑩財政安定化基金拠出金見込額} + \text{⑪財政安定化基金償還金} \\
 & - \text{⑬準備基金取崩額等} \\
 & + \text{⑭市町村特別給付費等} \\
 & - \text{⑮財政安定化基金取崩による交付額} \}
 \end{aligned}$$

■ 保険料収納必要額の算定

単位：百万円

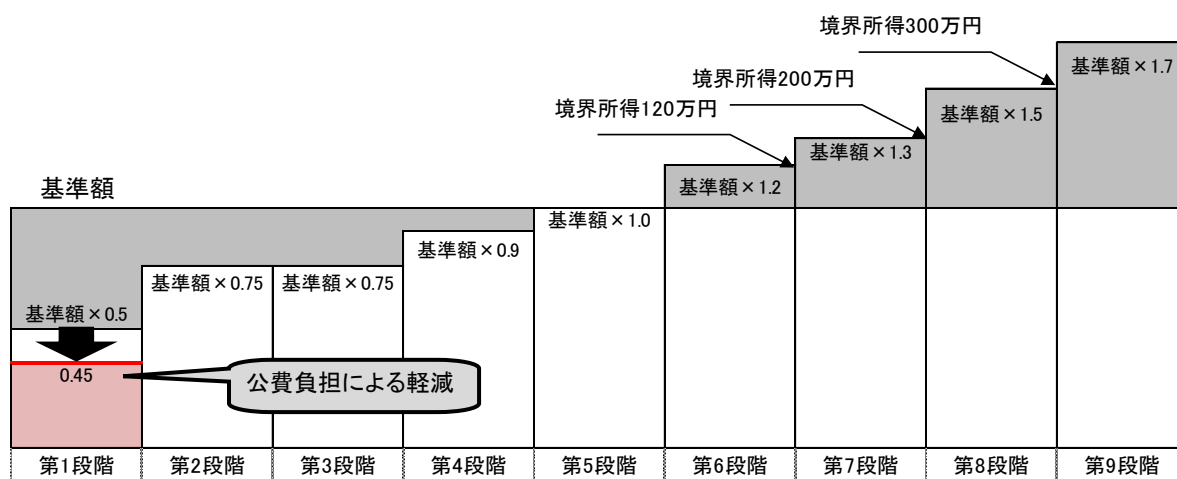
	算出方法	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計	
①標準給付費見込額	A	1,720	1,900	2,081	5,701	
②地域支援事業費見込額	B	B' + B''	115	118	123	356
(介護予防・日常生活支援総合事業)	B'	77	76	75	228	
(包括的支援事業・任意事業)	B''	37	42	48	128	
③上記①と②の合計	C	A+B	1,835	2,018	2,204	6,056
④第1号被保険者負担分相当額	D	C × 0.23	422	464	507	1,393
⑤調整交付金相当額	E	(A+B') × 0.05	90	99	108	296
⑥調整交付金見込交付割合	F		0.0248	0.0293	0.0344	
⑦後期高齢者加入割合補正係数	G		1.0432	1.0250	1.0041	
⑧所得段階別加入割合補正係数	H		1.0635	1.0635	1.0635	
⑨調整交付金見込額	I	E × F ÷ 0.05	45	58	74	177
⑩財政安定化基金拠出金見込額	J		0	0	0	0
⑪財政安定化基金償還金	K		0	0	0	0
⑫準備基金の残高 (平成29年度末の見込額)	L					300
⑬準備基金取崩額	M					150
⑭市町村特別給付費等	N		0	0	0	0
⑮財政安定化基金取崩による交付額	O		0	0	0	0
保険料収納必要額			467	505	541	1,363

(2) 第7期における国の標準段階区分

第7期においては、第6期に引き続き、低所得者の保険料軽減を拡充するため、給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大するなどの措置がとられる予定です。これによって、第1段階の乗率は0.5から0.45に軽減されます。

また、第7期より第7段階と第8段階の境界所得が190万円から200万円に、第8段階と第9段階の境界所得が290万円から300万円に引き上げられています。

■ 国の標準段階区分（平成30～32年度）



$$\text{保険料基準月額} = \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率 (99.6\%)} \\ \div \text{所得段階別補正後被保険者数} \div 12 \text{ カ月}$$

※所得段階別補正後被保険者数は、所得段階の人数×乗率の人数の合計となります。

(3) 介護保険料の設定

(標準段階区分の乗率を変更し、第9段階を細分化して11段階に弾力化する)

国の標準段階区分をベースとしつつ、300万円以上の第9段階について、500万円と800万円の境界所得を設けて3つに細分化します。

また、低所得者負担の軽減や保険料負担の公平性等の観点から、上記の通り第9段階以上を細分化することにより、第2段階(0.75→0.65)、第3段階(0.75→0.70)、第4段階(0.90→0.85)について、それぞれ国の標準段階区分より乗率を抑えます。

これによって、第7期の月額基準額は5,186円、第6期から42円の減額となります。

月額基準額

	第7期		平成37年度	
	金額	構成比	金額	構成比
総給付費	5,183円	90.0%	6,820円	91.9%
在宅サービス	2,413円	41.9%	2,982円	40.2%
居住系サービス	996円	17.3%	1,489円	20.1%
施設サービス	1,775円	30.8%	2,348円	31.6%
その他給付費	262円	4.6%	338円	4.6%
地域支援事業費	311円	5.4%	266円	3.6%
保険料収納必要額(月額)	5,757円	100.0%	7,424円	100.0%
準備基金取崩額	571円	9.9%	0円	0.0%
基準保険料額(月額)	5,186円	90.1%	7,424円	100.0%

所得段階ごとの月額保険料

第7期介護保険料

基準額 5,186

第6期介護保険料

基準額 5,228

区 分		算定 乗率	第7期 乗率	被保険者 割合	第7期 月額保険料	第6期 との差	第6期 乗率	月額 保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	0.50	0.45	14.1%	2,334	▲ 19	0.45	2,353
	世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の人							
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円超120万円以下の人	0.65	0.65	4.8%	3,371	▲ 27	0.65	3,398
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、上記以外の人	0.70	0.70	3.8%	3,630	▲ 30	0.70	3,660
第4段階	本人は住民税非課税（世帯内には住民税課税者がいる）で、本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	0.85	0.85	19.0%	4,408	▲ 36	0.85	4,444
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、上記以外の人	1.00	1.00	12.4%	5,186	▲ 42	1.00	5,228
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得が120万円未満の人	1.20	1.20	12.7%	6,223	▲ 51	1.20	6,274
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万未満の人	1.30	1.30	16.8%	6,742	▲ 54	1.30	6,796
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万未満の人	1.50	1.50	8.6%	7,779	▲ 63	1.50	7,842
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万未満の人	1.70	1.70	5.3%	8,816	▲ 72	1.70	8,888
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上800万未満の人	1.85	1.85	1.5%	9,594	▲ 78	1.85	9,672
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上の人	2.00	2.00	1.2%	10,372	▲ 84	2.00	10,456

策定に係る資料

平群町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第117条の規定に基づき、平群町介護保険事業計画及び老人保健福祉計画見直しを町民及び保健・医療・福祉の関係者の参加により3年ごとに、5年を1期として策定を行う機関として、平群町介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討を行い、町長に対して意見提言を行うものとする。

- (1) 平群町介護保険事業計画見直し（案）に関する事
- (2) 平群町老人保健福祉計画見直し（案）に関する事
- (3) その他関連する事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は委員30名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから平群町長が委嘱する。

- (1) 介護保険運営協議会委員
- (2) 保健・医療・福祉の経験を有する者
- (3) 関係団体の代表
- (4) その他町長が必要と認めた者

(役員)

第4条 委員会に委員長1名及び、副委員長1名を置く。

- (1) 委員長及び副委員長は委員の互選とする。
- (2) 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初に招集される委員会は、第5条の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則（平成18年3月31日要綱第43号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日要綱第28号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会

委 員 名 簿

(敬称略)

介護保険運営協議会委員	識見を有する者	天理大学 人間学部 人間関係学科 社会福祉専攻 教授	松田 美智子
	被保険者代表	被保険者代表	逢坂 由美子
	被保険者代表	被保険者代表	松田 充隆
	町議会議員代表	平群町議会議員	高幣 幸生
	町議会議員代表	平群町議会議員	山口 昌亮
	関係団体の代表	身体障害者福社会代表	福田 芳美
	関係団体の代表	長寿会連合会会長	岡 嘉道
	サービス事業者 代 表	介護老人保健施設「悠々の郷」事務長	辻内 克次
	サービス事業者 代 表	介護老人福祉施設「第二グレースの里」 施設長	大森 康弘
保健・医療・福祉の経験を有する者	医療の経験を 有する者	平群町医師会会長	安達 薫 (~平成30年1月31日)
			田中 裕 (平成30年2月1日~)
	保健の経験を 有する者	ハローケア 訪問看護ステーションしぎさん 所長	宮園 温子
福祉の経験を 有する者	福祉の経験を有する者	塚本 敏孝	
関係団体の代表	自治連合会代表	平群町総代・自治連合会会長	小山 勇
	民生児童委員 協議会代表	平群町民生児童委員協議会会長	神矢 和義
	社会福祉協議会	平群町社会福祉協議会局長	西林 均

策定の経緯

平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会

開催日	審議（議事）内容
第1回策定委員会 平成29年7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・平群町第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定について ・調査・アンケート内容について ・その他
第2回策定委員会 平成29年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・一般高齢者・要支援認定者ニーズ調査結果報告 ・在宅介護実態調査結果報告 ・ケアマネアンケート結果報告 ・平群町第7期介護保険事業計画における被保険者数・認定者数の推計とサービス見込み量の算出、介護保険料の仮試算 ・その他
第3回策定委員会 平成29年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・平群町第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（素案）について ・パブリックコメントについて ・平群町の第7期介護保険料基準額設定に伴う準備基金の取り崩しについて ・その他
第4回策定委員会 平成30年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・平群町第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画案について ・その他

第7期平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画

平成30年3月

発行 平群町

〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号

電話 0745-45-1001 FAX 0745-45-0100